

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年11月5日開催

熊取町議会

# 目 次

〔議員全員協議会（11月5日）〕

平成30年台風第21号の対応状況について .....	1
その他 .....	31
1. 熊取町宮齋場自家発電機設置後経過報告書について .....	31

## 議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成30年11月5日（月曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	南和仁
	企画部理事	明松大介	総務部長	林利秀
	総務部理事	阪上章	住民部長	藤原伸彦
	住民部統括理事	吉田潔	健康福祉部長	小山高宏
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	山本雅隆
	健康福祉部理事 兼子育て支援課長	木村直義	都市整備部長	泉谷徹
	都市整備部理事	阪上敦司	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり
	上下水道部長	山戸寛	教育次長	貝口良夫
	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭	教育委員会 事務局理事	野津恵
	危機管理課長	白川文昭	税務課長	阪上高寛
	環境課長	島尾学	上水道課長	大西順二
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 平成30年台風第21号の対応状況について
- 2) その他
  1. 熊取町営斎場自家発電機設置後経過報告書について

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、平成30年台風第21号の対応状況についての件、1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、平成30年台風第21号の対応状況についての件を順次説明願います。白川危機

管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）おはようございます。

まず、本日お手元にお配りさせていただいている資料につきましては、先月の町政連絡事務嘱託員連絡会の資料と同様のものをごさまして、罹災証明、それから災害廃棄物の処理数、時点修正のものとなっております。

それでは、事前にいただいております課題、要望事項に従いまして説明をさせていただきます。

それでは初めに、ブルーシートの配布についてご説明申し上げます。

ブルーシートの配布に関しては、近隣の大手量販店での販売在庫がなく、多くの住民の皆様がお困りとの声を受けまして、災害時相互応援協定の茨城県東海村を初め、奈良県三郷町、王寺町の協力を得まして、調達から配布までを短期間で対応したところでございます。

役場の備蓄が20枚程度であった点や、ご指摘の配布枚数が少なかった点につきましては、今後の反省点と捉え、現在、約2,500枚を備蓄したところですが、ブルーシートは台風のみならずあらゆる災害時における非常に役立つ重要な備蓄物資であるとの認識のもと、今後も計画的に備蓄してまいります。

また、今回の配布におきましては、極力不公平感が出ないように心がけ配布させていただいたところですが、結果としましては、議員各位からのご質問、ご提案のありますとおり、完全に公平に配布することは難しかったものと感じております。

不公平感の出ない今後の対策といたしましては、防災行政無線やエリアメールなどの有効な媒体を活用して、配布自体を知らなかった方を減らすための周知方法の検証を初め、例えば自宅から役場までの距離に対する不公平感に対しては、町内各所、複数箇所にて配布するといった方法や、ご提案にもありますとおり、有償で配布する方法などが想定されるところでありますが、これらについても完全に公平であるとは言い切れず、完全に公平に行うには、広報等での一定の周知期間を設けた上で、罹災証明書、被災状況写真を添えた申請という流れや、有償の場合は、災害直後の混乱の中での領収書発行や歳入調定という手続が必要となります。

しかし、これらは平常時の公平を保持するための対応であり、被災直後のお困りの方が混乱した状況の中でこのような手法はそぐわず、無償により極力不公平感の出ない方法を模索することが基本ではないかと考えております。ただし、ご指摘の高齢者や障がい者に対する配布につきましては、区長や民生委員などの協力なども考慮しながら別途配慮する必要があるものと考えております。

また、ご提案の共助として、自主防災組織での被災状況の把握、実情に応じた配布や、各自治会へ配布し自主防災組織を通じてお配りする方法、また、区長をキーにして配布する方法につきましては、例えば大久保地区のように多くの世帯を有する地区に対する自治会長、区長のご負担や、区民からの自治会長、区長への不公平に対する苦情など、それらの点につきましても十分に考慮して検討する必要があるものと考えております。

したがいまして、役場では今後もブルーシートの備蓄はしっかりと行ってまいります。あわせて自助の重要性に基づき、災害時に非常に役立つブルーシートにつきましては、まずは平時より各家庭での必要備蓄品としての啓発を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、今般の東海村との協定に基づくブルーシートの提供は大変ありがたいものと実感しておりまして、今後、ご提案の複数自治体との災害時相互応援協定締結の検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、ブルーシートの配布に関する議員皆様方への情報提供に関しましても、今後、議員各位が住民の皆様からの問い合わせに対応できるように、適時適切な情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解願います。

以上、ブルーシートの配布についてとさせていただきます。

引き続きまして、避難所における事項の説明をさせていただきます。

避難所における東小学校、南小学校の停電時の対応につきましては、9月4日、台風当日の午後

において、町域内の約7割の住宅等において停電が発生し、東小学校及び南小学校においても停電状態となりましたが、避難所におきましては、太陽光発電による非常用設備により体育館内のLED照明が点灯し、避難所としての機能は確保できたところです。

今回の台風本体の影響については、日中であり、また台風通過後には学校体育館には避難者がおらず、夕暮れには5つの学校体育館の避難所を閉鎖したことから、夜間の避難所の運営にはならず、発電機の使用はいたしませんでしたが、停電時における夜間の避難所運営等につきましては、今回の経験を生かし、対応策について改めて検討してまいります。

次に、避難所としての学校体育館の使用につきましては、多くの方が利用できる本町の管理施設として、学校体育館を指定避難所として位置づけ、運営しているところです。運営につきましては、2名の職員を配置し対応するものですが、長期の避難所運営にあつては、避難者みずからが運営に携わっていただく必要もあり、自主防災組織連絡協議会においても、今後、避難所の運営について協議してまいります。

また、ご提案のひまわりドームの活用につきましても、その他の避難所として避難所には位置づけており、長期間にわたる避難生活等が想定される状況などにおきましては利用を行うもので、ひまわりドームには非常用電源も備えており、また備蓄食料等についても一定量の確保をしてございます。今後におきましては、一時避難的な状況におきましても、指定管理者と協議を行い、使用について検討を進めてまいります。

次に、安心して避難できる場所として、全ての学校体育館の避難所への自家発電機の設置は望まれますが、経費的には莫大な予算が必要であり、現状におきましては空調設備が完備している学校の教室等の利用について検討しているところでございます。

また、学校避難所のトイレの洋式化につきましては、安心して避難いただくためにも必要であると考えており、学校施設の洋式化により順次改修していく予定です。

また、今回の避難所対応における非常用電話の使用につきましては、携帯電話が機能してございましたので、使用のほうはしてございません。

以上、避難所についての課題、要望事項に対する説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）災害ごみの回収についてでございます。

1点目のどの順番で回収しているか不明だったという点についてお答えいたします。

初めに、今回のごみ対策について簡単にご報告いたしますと、まず、災害ごみを排出する方法について、自宅前の排出や拠点指定する方法など、災害発生後、直ちに検討を行いました。

拠点回収した場合は、収集する期間は短縮できる一方、災害ごみ以外の不法投棄の問題、高齢者や障がい者の方々への対策や運搬車両の保有状況、車両集中による交通渋滞など、拠点までごみを搬出していただく住民負担が生じることが予想されました。そのようなことも考慮し、住民の方々の負担軽減を最優先し、自宅前へ排出することとしたものでございます。

災害ごみの収集は、日ごろ生活ごみを収集している委託業者に委託し進めましたが、定期回収とは別に災害ごみの回収をお願いし、休日も含めた限られた時間内での回収となりました。

災害ごみは、この二者でエリアを2分し、回収を始めましたが、道路上に大きくはみ出した災害ごみも目立ち、まず目につく危険性の高いものを収集し、順次広げていきました。

また、住民部の職員も休日を含めてごみの回収に当たりましたが、ごみの排出量は、結果的に10月30日現在、732トン、粗大ごみの年間処理量は1,166トンですから、1月半の間で年間の63%に当たるごみが発生し、回収に時間を要したものでございます。

9月末で災害ごみの自宅前排出を終了し、10月5日で環境センターへの直接搬入も終了させていただいたところでございますが、仕事で休日しか片づけできない等、早い期間で片づけできない旨のご意見もいまだにございますので、現在も引き続き環境課で個別に受け付けをし、回収させていただいている状況です。

このように、熊取町全域にわたってごみを収集するに当たり、被災状況によりごみの大きさ、重量、そして量そのものが異なるため、事前に収集計画が立てられなかったことや、各ご家庭によりごみを出せる時期が異なることから、何回も収集に回らなければならないと考えていたため、回収スケジュールを公表できなかった、しなかったものでございます。

また、災害ごみ以外のごみの対策ですが、災害発生直後においては、災害ごみであることを明らかにさせるため、被災証明書が必要とすることや、住所、氏名、連絡先を聞き、職員がチェックすることとしておりましたが、電話や窓口でのピーク時には、総務課、危機管理課、税務課などにかかってきた電話で、ごみに関して可能な範囲では対応してもらい、さらに会計課から職員1名を環境課へ電話対応のため応援してもらっても電話が鳴りやまない状況となり、災害状況の実態が明らかになるにつれ、それらの確認作業が現実的に不可能であり、災害ごみの収集、処理を迅速に進め、一刻も早い住民生活の安定化を最優先に考えたため、一部の災害ごみ以外のごみの対応については、時間をかけず必要最小限の確認となったものでございます。

また、町外からの流入の件でございますが、災害当日から手探り状態の中、ごみ収集業者は休日、昼休みも返上して収集に当たっていただくなど全面的な協力のもと、各区、自治会においては、それぞれの状況に応じてご協力いただきました。また、熊取造園事業協同組合や青年団、また議員などさまざまな方々にご協力をいただいたところでございます。職員も環境課の事務職員が美しいまちづくり推進課とともに休日を返上し、また暗くなるまで収集作業に従事し、環境センターにおいてもそれにあわせて受け入れ日、受け入れ時間を延長して取り組んだ結果、9月末で一定収束したところであり、この状況は近隣自治体と比べ、特段遅いとは考えておりません。

なお、近隣自治体の中には、9月中旬に災害ごみの対応を打ち切り、以後は通常の粗大ごみとして有料としているところがございます。しかしながら、現在も、例えば稲刈りをしたら災害ごみが出てきたという相談が複数寄せられております。本町といたしましては、そのようにさまざまな事情があることから、災害ごみの対応は、住民本位で行政として必要な支援を行うとして、もうしばらく続ける予定でございます。

現在は、災害ごみと一般ごみを区別させるため、環境課でごみの内容を確認し、受け付け日、受け付け番号を張ったごみのみを災害ごみとしていまだに収集しているところでございます。一部の住民の方々のモラルの問題で、災害ごみ以外のごみが不法投棄されていることも現状として認識しておりますが、テレビで拠点回収すると災害ごみ以外のごみが投棄されているという報道がされておりましたが、自宅前排出は、災害ごみ以外の不法投棄を一定抑制できたと考えております。

最後に、議員との情報共有についてでございます。まず今回の情報の発信についてご説明いたしますと、先ほどもご説明いたしましたとおり、収集計画が立てられなかったことや状況に応じて対応を変えていったことから、情報を発信することがかえって混乱を生じさせると判断したため、災害ごみは町が無料で回収することや、収集はしばらく時間がかかること、便乗したごみを出さないことなど、基本的な事項を町ホームページの緊急災害関連情報やエリアメールで周知し、自宅前等排出を終了する旨につきましては、10月号広報に先立ち、議員、区長、自治会長には文書で周知したところでございます。

今回の対応を振り返り、住民に伝えにくい情報、刻々と対応が変わる情報こそ議員の皆さんに伝えるべきことであったと反省しているところでございます。そのためには、電話や文書ではなく、一斉メール送信など時間をかけずに瞬時に確実に伝えられる手段を全庁的に検討する必要があると考えております。

説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）続きまして、応急対策につきましてご説明申し上げます。

まず、本町地域防災計画におきましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御や被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制、

各部に班体制をとり、分担業務をこの計画で定めてございます。

今回の台風第21号では、台風上陸の前日には防災総括班により気象庁等からの情報収集を行うとともに、災害警戒本部員会議において、翌日9月4日午前6時に避難所開設決定など事前の協議を行ったところでございます。また、台風上陸当日の9月4日午前5時30分には、災害警戒配備態勢をとりまして、各班に災害発生時には、速やかに対策行動に移れるよう指示を出したところでございました。

また、台風通過後の応急対策といたしましては、倒木により道路の通行どめも発生したことから、土木・水防対策班において通行開放作業を行うとともに、人力による対応が困難な部分に対しましては、災害時の応急対策業務に関する協定に基づきまして、熊取町防災事業組合に協力を求め、速やかに道路開放作業を進めていったところでございます。

このように、台風被害に対応できるよう事前に各班体制を整えていたところでございますが、今回の台風は、想定以上の被害をもたらしました。冒頭の説明にもありましたように、ブルーシートの配布体制、あるいはそのほかのチーム編成や人員確保など、事前の準備が十分ではなかったということは反省するところでございます。今回のこの事案を教訓といたしまして、今後は事前に大規模災害にも想定したチーム編成を整え、万全な体制をとっていきたいというように考えてございます。

次に、今回の災害復旧で悪徳業者が出回ったが、復旧対応できる業者、特にブルーシート張り、また屋根の補修など、専門業者でないといけない作業に関して災害協定をとということでございますが、こちらのほうについては6日、7日にブルーシートを配布させていただいた際にも、住民の方から高齢者家族のために役場でブルーシートを張ってほしいとか、あるいは専門業者を紹介してほしいなどとたくさんご意見をいただいていたところでございます。

今後、この件につきましては、他の自治体での取り組み事案なども調査、研究してまいりたいというように考えております。

なお、9月10日にはホームページに、家屋等の修理を民間業者に依頼することをお考えの方ということで、ホームページではございますが、本町の入札参加有資格者名簿を掲載したところでございます。ちなみに、この名簿は町内外の土木、建築、水道、電気、造園業などの業者の名簿となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）それでは引き続きまして、情報伝達についての説明をさせていただきます。

まず、防災行政無線の活用としての繰り返しの放送ですが、現在、繰り返しを含め2回の発信を基本としておりますが、大規模災害時等、非常時におきましては、必要に応じての対応を今後検討してまいります。

また、音声の聞き取りやすさについては、これまでもご意見をいただいておりますが、現在も開発メーカーに改善の調整をお願いしているところで、今後も聞き取りやすさの改善について検討してまいります。

続きまして、停電時における防災行政無線につきましては、太陽光発電と非常用バッテリーを搭載しており、バッテリーだけで72時間の連続の使用が可能となっております。今回の台風被害における停電が長期間にわたったことから、全局点検を速やかに実施し、稼働状況を確認の上、停電時間が72時間を超えた子局のバッテリーと、停電していない子局のフル充電のバッテリーとを適宜交換しまして、停電の期間中も全ての子局で行政無線機能を維持したところです。

次に、聞こえやすさと放送内容の電話での周知につきましては、これまでも議会等で質問をいただいておりますが、本町の防災行政無線につきましては、平成27年度にデジタル防災行政無線に更新し、音声の到達範囲の拡大や聞き取りやすさについては向上できたものですが、災害による大雨時等や気密性の高い部屋を締め切った状態であれば、聞き取りにくい状況も発生します。

聞き取りにくい状況に対しましては、ホームページや広報くまのりの枠外を利用した紙面において、放送が聞き取りにくかった場合の対処としまして、電話により放送内容が確認できる旨の案内をし、台風第24号の緊急速報メールにおきましては、案内記事及び電話番号を記載の上、情報発信し、さらに周知に努めたところでございます。

防災行政無線の戸別受信機の導入につきましては、受信エリアの確認などを行い、今後において導入検討を進めるとともに、他の情報伝達媒体の利用などについても、調査、研究してまいります。

ほかにも、防災行政無線以外の緊急時の広報といたしましては、広報車での対応も行いますが、今回の台風第21号におきましては、これまで経験したことのない想定以上の台風勢力となり、通常速度で車を運転することが困難な風速状況であったため、職員を現場対応に出さず、広報車対応ができなかったところでございます。なお、今回の台風第21号では、消防団の分団車両6台も活動いただいております、今後におきましては、消防団車両による情報の発信等における連携にも努めてまいります。

次に、台風第21号における緊急速報メールにつきましては、本町が利用の有線のインターネット回線の断線から、インターネットの接続ができなくなり、緊急速報メール及びエリアメールの送信が不可能となりました。今後の対応といたしましては、予備回線として無線通信システム等を利用しての冗長化について対応してまいります。

次に、情報発信についてのホームページやフェイスブックの活用につきましては、これまでも住民の方々に対しわかりやすい情報発信に努めているところですが、今後もよりわかりやすい防災情報の発信に努めてまいります。

また、携帯電話等のメールにおいて防災情報メールを受信する方法もあり、地震、台風、各種警報、土砂災害警報、避難勧告、避難所の開設情報などにつきまして、ホームページにおいて案内している「おおさか防災ネット」にご自身のメールを登録いただくことで、防災情報を直接受信できるなどのシステムも構築しております。

また、気象警報発令時等におきましては、NHKや民放放送のデータ放送やJ:COMチャンネルなどのテレビ媒体におきましても、本町における避難勧告や避難所の開設情報などについて情報提供されており、テレビ放送での情報収集も可能となっております。非常時等におきましては、自分を守る自助の取り組みとして住民ご自身での情報収集もお願いしているところです。

自治会による回覧やビラの協力等の連携につきましては、今後の課題といたしまして、本年2月に発足いたしました自主防災組織連絡協議会等におきまして、情報共有の上、情報発信について連携、協議してまいります。

以上、情報伝達についての課題、要望事項に対する説明とさせていただきます。

引き続きまして、情報収集についてのご説明をさせていただきます。

災害時の情報収集における自主防災組織等の協力による被災状況確認につきましては、自主防災組織連絡協議会を通じ、対応の状況確認や課題についての協議が必要と考えているところです。

現在、各地域におきまして自主防災組織における訓練が活発に行われているところで、防災に関する住民の方々の意識も高くなっており、今回の台風におきましても、地域の老人憩いの家の開放や災害廃棄物の収集、被害状況確認、近隣への声かけなど、防災活動いただいた自治会も多くあると聞いてございます。

また、現在、各地区で実施されている自主防災組織訓練におきましては、ご近所同士の安否確認から避難誘導の訓練を実施いただいている自主防災組織もあり、今後も自主防災組織連絡協議会等において、非常時における自主防災組織等が担う防災活動の重要性と共助の理解に努めてまいります。

続きまして、災害時等非常時における職員体制につきましては、職員行動マニュアルにおいて明確にしており、情報収集につきましては、企画部を中心としました防災総括班において対応を行うこととしておりますが、今回の台風におきましては、これまでに経験したことのない暴風による被



害情報と停電に対する問い合わせの電話が役場に集中したことで、一時情報が分散した状況も発生いたしました。今後におきましては、職員の適正配置と情報の一元化に努めてまいります。

次に、町と自治会との連絡体制につきましては、電話連絡を基本としておりますが、自主防災組織連絡協議会におきましては、代表者との緊急連絡先、またメール一斉連絡体制の整備に努めているところです。

ほかにも、自治会との連絡における緊急用無線装置の整備につきましては、防災行政無線39局の子局に無線電話機を整備しており、役場本局と無線での電話通信が可能となっております。この無線電話の整備につきましては、既に各地区の自治会長等に非常時における役場への連絡手段として活用できる旨を説明し、鍵の保管をお願いしているところです。今後におきましても、速やかな連絡体制がとれるよう対応してまいります。

次に、自治体間の連絡体制といたしましては、通常回線電話及び無線通信電話、また衛星電話につきましても、全国的に非常時緊急用として整備しており、本町におきましても、国、府、自治体間の通信手段として、衛星電話につきましては1回線を整備いただいているところでございます。

以上、情報収集についての課題、要望事項に対する説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続きまして、災害ボランティアの活動状況等につきまして、医療・福祉対策班としてご説明させていただきます。

今般の台風第21号による被災直後から、まず寄せられたボランティアへのニーズといたしましては、屋根の被災に対応する応急依頼でございましたが、そもそもボランティアの作業範囲は、安全確保の観点から、高所・危険作業はできないこととなっており、それ以外では、ご高齢等の理由で、ご自宅敷地から道路までの災害ごみの搬出のお手伝いをしてもらいたいという依頼が作業現場を通じて5件程度あったというような状況でございました。

そこで、災害ボランティアセンターの立ち上げ主体でございます社会福祉協議会とともに、ボランティアの派遣方法について検討いたしました。今申し上げました状況などを総合的に判断いたしまして、社会福祉協議会において、平常時から募集登録をし、いざというときにはすぐに活動していただけるボランティアの方々に依頼を行い、その状況に応じて派遣をさせていただくこととさせていただきます。

今回の台風第21号に対して、社会福祉協議会では、災害でお困り事があればお手伝いするなどボランティアを派遣いたしますという案内をホームページに掲載し、また福祉委員会等の会合の際には、その旨、案内もしていたところでございます。

9月8日金曜日から9月25日月曜日までの18日間で20件のご要望をいただき、うち10件は高所作業等でお受けできないものでございましたが、残り10件はボランティアの派遣により、災害ごみの搬出作業等のお手伝いを行ってございます。件数は少なくございますが、ボランティアの派遣について対応していたものでございます。

しかしながら、ご指摘のように、お困り事でお手伝いできることに対しては、災害ボランティアセンターという形で広くお知らせし、ボランティアへのニーズを広くお聞きするとともに、新たなボランティアの登録を受け付けするというそういった対応が必要であったことは、今回の反省点であると認識してございます。

今後は、今回の反省点を生かし、災害の状況に応じ災害ボランティアセンターの早期立ち上げ、わかりやすいお知らせ方法の検討、また、ボランティアの講習なども立ち上げ主体でございます社会福祉協議会と進めてまいります。

以上でボランティアの状況についての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、みなし仮設住宅について、いただいたご要望等についての説明をさせていただきます。

みなし仮設住宅につきましては、台風の翌日9月5日から被災者の方の仮設住宅等の問い合わせがたくさんあったことを踏まえ、大阪府に対し、みなし仮設住宅の実施意向を伝えるとともに、府営住宅、公社住宅の提供可能戸数の情報提供を依頼しました。その後、大阪府が9月20日に泉南府民センターで開催したみなし仮設住宅の説明会以降、募集要項等の準備を行い、9月25日に提供戸数が確定したことを受け、翌26日に受け付けを開始したものでございます。

台風21号によるみなし仮設住宅の募集につきましては、府内でも本町が一番早かったかというふう to 実施することができたと思っております。

また、罹災証明書を発行する税務課との連携についてでございますけれども、みなし仮設住宅の入居に際し、罹災証明が早く発行された被災者だけが入居されるというような事態とならないため、連携を図りつつ、罹災証明の発行状況を勘案して申し込み期間を設定させていただいており、その結果、実際の入居までお待ちいただくこととなったものでございます。

それと、空き家バンクを活用したみなし仮設の対応という部分でございますけれども、空き家バンクに登録された物件を仮設住宅として供与していくということにつきましては、災害を想定しての物件準備ということは難しいというふう to 考えてございます。仮に物件があったとしても、売却、賃貸等、所有者の意向が異なりますので、被災者の受け入れについては、その時点で所有者と協議させていただき、理解を得られれば活用も可能とは考えておりますが、なかなか難しい問題があるかなというふう to 考えてございます。

それから、入居期間のご要望でございますけれども、入居期間につきましては、災害救助法に基づく救助が実施される災害における建設型の応急仮設住宅が建築基準法により約2年限り存置できるとされていることから、一般的に仮設住宅は2年間とさせていただきます。しかしながら、今回は災害救助法の適用がなかったため、大阪府の独自制度である大阪版みなし仮設住宅制度により、みなし仮設住宅の供与を行っているところです。

この制度は、期間が1年間となっており、この制度によらない場合は、住宅使用料及び府営住宅や公社住宅などみなし仮設住宅の提供等、大阪府の支援が受けられないこととなり、仮設住宅の供与そのものが難しくなると考えてございます。

災害救助法が適用された場合は、都道府県知事により仮設住宅が供与されることとなりますので、この場合は、先ほども申し上げたような2年間というふう to になってございます。

説明のほうは以上でございます。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）続きまして、住宅被害につきましてご説明申し上げます。

まず、さきにお示し、お配りというか、町政連絡事務嘱託員の資料では1,411棟でございました。きょうの資料では1,572棟となっております。この棟数につきましては、被害認定調査を含む罹災証明書の申請件数でございます。

ご意見の罹災証明書の発行のみでは、本町の住宅被害全容を把握できないというご意見でございますが、一定、住宅被害につきましては、このような手続によって把握はできているものと考えてございます。罹災証明申請のない住宅被害をくまなく詳細に把握するということとなると、台風被害につきましては、局所的な被害ではなくて町内全域に点在することもございまして、罹災証明を申請された方々以外の住宅被害全て、全棟調査を行うといった方法以外はないのかなというように考えてございます。現在の時点では、全棟調査を行うというような予定はございません。ただ、台風第21号の通過直後から被害認定調査の依頼、罹災証明書発行に係る対応を行う必要が出てきてございまして、そちらのほうのそのような事務、現在でも継続して事務を進めているところでございます。

次に、住宅改修支援金の創設についてでございますが、本町におきましては、ご質問にあったように、泉佐野市が住宅改修支援金制度を創設するという情報が入ってきた後、直ちに近隣の岸和田市以南の自治体に同様の支援金制度の創設予定や、そのような提案があるかを速やかに確認いたし

ました。結果といたしましては、その時点では、同様の制度創設見込みの自治体はございませんでしたが、後日、田尻町が泉佐野市とほぼ同様の制度を創設したということを確認いたしました。

現時点で私どもがいわゆる泉佐野市のような支援金制度を創設している自治体を確認したところでは、大阪府内で国・府からの補助金、交付金がない、いわゆる自治体独自の住宅改修支援制度を創設しているのは、泉佐野市と田尻町のみでございます。さらに大阪府以外の自治体においても、私どもが確認したところでは、このような同等の支援制度の創設は確認できませんでした。

本町といたしましては、この制度を創設しますと、その後の財政運営がさらに厳しく、かつ他の住民サービスの継続に極めて大きな影響を及ぼす可能性があるかと判断しまして、このような同等、同様の支援金制度の創設は見送ったところでございます。

ただし、今後も多くの台風が日本に上陸し、また南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されているところでございます。その後のご意見にもありますように、国・府からの財政支援の創設への要望、あわせて有事の際にどのような形で被災された方々へ支援できるのかというのを、引き続きしっかりと調査、研究していきたいというように考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）私のほうからは、公共施設の臨時休業についてのうち、保育所、学童保育所についてご説明させていただきます。

まず、保育所における給食持参、停電地域、臨時休業、また台風通過後に保育で困っている家庭への対応についてでございますが、保育所については、学校や幼稚園と異なり、保護者の就労支援の役割を担うため、児童の安全の確保を前提に、保育の運営上支障がない場合は開所することを基本としているところでございます。

しかしながら、台風21号につきましては、町内におきましても想定以上の被害がもたらされ、町内の保育所等で停電の影響がなかったのは、町立では東保育所、民間ではすみれ保育園のみという状況でございました。そのため、台風通過後、保育を実施するに際し、停電の影響による電気機器類の点検や施設の安全確認を行う必要があったことから、翌9月5日水曜日は全保育所を臨時休業といたしました。

さらに、町立中央保育所と町立西保育所については、停電復旧のおくれにより空調設備が使用できず室温が高く、安全な保育環境の確保が困難であったため、翌9月6日木曜日まで臨時休業といたしましたが、9月7日の金曜日からは全保育所で保育を再開したところでございます。

次に、給食についてでございますが、町立保育所においては、外部搬入委託先の泉佐野給食事業協同組合が被災し、当該事業者の代替施設である泉州給食センターも被害を受け、停電復旧までに時間を要したことから、やむを得ず給食を取りやめ、9月11日の火曜日に再開するまでの間、お弁当やパンの持参をお願いしたところでございます。このたびの台風による影響により、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。状況を丁寧に説明したところ、ご理解とご協力をいただくことができたため、大きな混乱は生じませんでした。

台風通過後に臨時休業のため保育で困っている家庭への対応につきましては、開所している他の保育所で可能な限り受け入れができるよう対応を検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、学童保育所の状況についてでございますが、本来、小学校が臨時休業の場合は、同様に臨時休業することとなっております。

しかしながら、西学童保育所については、台風通過後も停電復旧がおくれたことから、安全な保育環境の確保が困難であったため、9月7日金曜日、翌日8日土曜日を臨時休業といたしました。保育所の場合と同様、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。状況を丁寧に説明したところ、ご理解とご協力をいただくことができたため、大きな混乱は生じなかったところでございます。

続きまして、職員の出勤や送迎等の危険性など、今後、台風通過時間帯に応じての対応が必要に

つきましてご説明させていただきます。

保育所につきましては、先ほど申し上げましたとおり、学校や幼稚園と異なり、保護者の就労支援の役割を担うため、児童の安全の確保を前提に、保育の運営上支障がない場合は開所することを基本としているところでございます。台風の通過時間帯が園児の登園やお迎えの時間帯と重なる場合につきましては、児童の安全が確保できないことや保育士の出勤が困難となり保育に支障が生じることが想定されますことから、事前に保護者の方には可能な限り家庭保育のご協力をお願いしているところでございます。今後におきましても、児童の安全確保を最優先に、保護者の皆様の負担とならないよう保育所運営に努めてまいりたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは続きまして、小中学校の臨時休業による授業時数への影響についてご説明させていただきます。

台風21号の影響により、東小学校が4日間、南小学校が3日間、その他の小中学校が2日間の臨時休業となりました。また、9月10日には大雨警報が発令され、全小中学校が臨時休業となりました。

臨時休業による授業時間数についてですが、休業日数の多かった東小学校では、2学期末まで水曜日の5時間授業を1時間増加させ、6時間授業にしております。また、南小学校では、朝の時間を活用し、授業確保に努めております。それ以外の小学校は、臨時休業があったものの、授業時数は確保されております。

中学校においては、夏季休業期間を5日間短縮したため、今回は3日間の臨時休業がありましたが、授業時数は確保されているということでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは続きまして、生活インフラ・ライフラインにつきまして、初めに企画部のほうから水道関係以外のライフラインにつきまして説明申し上げます。

今般の台風第21号における生活インフラ・ライフラインに関しましては、ご存じのとおり、大阪府内一円での大規模停電が発生いたしまして、熊取町におきましても9月4日に最大1万3,800軒が停電いたしまして、こちらは町域の7割に当たるものでございますが、最終復旧までに5日間もの時間を要しまして、多くの住民の皆様がご不便を強いられたというところで、今般の台風第21号におけるライフラインの中では、停電復旧が一番の課題であったというふうに感じているところでございます。

具体的には、復旧見込みに関しての住民の皆様からの問い合わせに対しまして、我々、災害対策本部自体が関西電力岸和田営業所と連絡がとれないといった状況が続きまして、関西電力のホームページ上の停電情報のみに頼らざるを得なかったということで、我々自身も非常にはがゆい思いをしたところでございます。

今後におきましては、ご提案にありますとおり、ライフライン事業者とのホットラインの構築、とりわけ関西電力とのホットラインの構築につきまして、熊取町地域防災計画に基づきまして、しっかりと進めてまいりたいというふうを考えております。

次に、役場や消防署が停電した場合の想定でございますが、これら防災の拠点となります施設につきましては、自家発電装置を設けておりまして、役場、消防署におきましても、9月4日の午後9時半ごろから深夜0時半までの約3時間、停電が発生したところでございますが、自家発電装置のほうで正常に作動いたしまして、問題なく防災拠点としての機能を維持できたところでございます。

今後におきましては、これらの防災拠点施設とともに、生活に直結する環境センター、大原衛生公苑、斎場、また民間施設の病院、高齢者・障がい者福祉施設などの優先復旧につきまして、こち

らにつきましても熊取町地域防災計画に基づきまして、関西電力とあらかじめ協議の上、優先復旧に関する計画を今後策定してまいりたいというふうに考えております。

次に、避難所を含む公共施設についての自家発電機や蓄電池といった非常電源の整備につきましては、先ほどの防災拠点である役場、消防署を初め、指定避難所となる小学校体育館など、既に対応している施設もございますが、未設置の公共施設につきましては、防災の観点で必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、民間医療施設や高齢者・障がい者福祉施設の自家発電機や蓄電池の設置の状況でございますが、消防法で設置義務のあります延べ床面積1,000平方メートル以上の特定防火対象物に該当する比較的大規模な事業所につきましては、既に設置されておりますが、それ以外の小規模な事業所では、ほぼ設置されていないという現状でございます。

ご提案の、これら小規模な未設置事業所への助成金等の支援でございますが、こちらにつきましては、他の事業者等々の公平性の観点などから、基本、民間事業者での設置が基本であるというふうに考えておりますが、他の自治体の状況など、調査、研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

最後に、個人宅の停電時における対応マニュアルの作成に関するご提案でございますが、現在、停電時に特化したマニュアルのほうはございませんが、全戸配布しております「熊取町わが家の防災チェックシート」や「熊取町防災マップ」に停電時に必要な防災グッズなどを掲載してございます。

現在、停電時に特化したマニュアルの策定については未定でございますが、各自治会単位で実施している自主防災組織での訓練などの機会を通じて、停電時に必要な防災グッズの備蓄啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

説明のほう、以上でございます。

議長（坂上巳生男君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）それでは、ご質問の水道の状況把握等につきましては、給水対策班長の私のほうからご説明いたします。

台風21号による停電対策として、希望が丘受水・配水場におきましては、12時45分ごろから瞬間停電が多発したため、非常電源の自家発電機に切りかえたことにより、水道の断水には至りませんでした。ポンプ圧送方式の受水槽を有する高層建物におきましては、停電により受水槽へのポンプ圧送ができなかったため、受水槽の水がなくなった建物において断水が発生したところでございます。

これは顧客側のトラブルで上水道課では把握できないため、直接ご連絡をいただきました公社熊取団地、府営熊取朝代住宅、なかまの里及び町営大原住宅2棟に対しまして給水活動を実施したところでございます。

まず、公社熊取団地及び府営熊取朝代住宅におきましては、広報車による広報を行い、南海バス転回場で給水車及び給水袋235袋の支給により給水活動を実施いたしました。

次に、なかまの里におきましては、町道路肩付近の消火栓に給水装置を設置し、給水活動を実施いたしました。

最後に、町営大原住宅2棟におきましても、当初は直結給水方式の集会場の水を使っていたておりましたが、断水が長引いたため、2棟付近の消火栓に給水装置を設置し、給水活動を実施いたしました。

また、エレベーターも停止していたため、給水袋60袋を支給し、町営住宅の管理者であるまちづくり計画課職員により、高層階の高齢入居者等に給水活動を行っていただいたところでございます。

以上で水道についてのご説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）続きまして、その他1点目でございますが、罹災証明書について説明させて

いただきます。

罹災証明書は、各種被災者支援策の判断材料として活用される住家の被害の程度を町が証明するもので、内閣府が定めた災害の被害者認定基準及び災害に係る住家の被害認定運用指針に基づき、現地調査を行った結果を罹災証明書として発行しております。

全壊、半壊等の判定は、国の定めた基準に基づき決定し、各種被災者支援制度では、評価点までは求められておりません。特に記載する必要はないものと考えております。また、岸和田市以南でも評価点を記載している市町はございません。

ただし、罹災証明書の判定に疑義等がある方に対しましては、個別に、評価点も含め内容等を説明させていただき、場合によっては再調査を行っているところですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）続きまして、災害復旧支援金の交付について、大阪府への働きかけにつきましては、現在、大阪府では、災害復旧における無利子融資制度、みなし仮設住宅制度、また、国とあわせた制度として被災農業者向け経営体育成支援事業などについて、既に創設してございます。これに加え、現在、大阪府と市町村が共同して実施する新たな支援制度について、昨日、報道発表されたところですが、事業内容や制度設定については、現時点においては具体的な情報はない状況です。

また、国に対しましては、台風第21号に係る被害復旧における支援要望を大阪府知事、大阪府市長会及び町村長会として支援要望を行っており、今後におきましても、引き続き各方面に対し支援要望を行ってまいります。

次に、行政と自主防災組織との連携につきましては、本年2月に自主防災組織連絡協議会を立ち上げ、これまで2回の全体会議を開催し、自助、共助の取り組みや、防災に関する情報共有を行っているところです。また、自主防災組織におきましては、これまで以上に防災訓練も活発に行われており、各地区で共助の取り組みに努めていただいているところです。

今回の台風被害におきましては、老人憩いの家の開放や災害廃棄物の集積運搬、被害状況確認、近隣への声かけなど、防災活動をいただいた自治会なども多く、ご提案の自主防災組織との協定の締結によらずとも、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の取り組みとして対応いただいております。今後も自主防災組織連絡協議会等におきまして、非常時における自主防災組織等が担う防災活動の重要性と共助の理解に努めてまいります。

続きまして、災害時に備えた訓練等につきましては、今年度、自主防災組織連絡協議会、熊取町消防団、熊取町災害協力隊、民生委員、児童委員の皆さん約130人を集め、防災講演会及び机上の避難所運営訓練、いわゆるHUG訓練を実施したところで、今後におきましてもこのような取り組みに努め、熊取町の防災力の向上に努めてまいります。

また、災害時等、非常時における職員対応といたしましては、今年度、熊取町業務継続計画BCPを策定し、非常時における各部署の優先業務を明確にしたところで、今後におきましては、その実効性を高めるべく研修や訓練について検討してまいります。

ほかにも、今年度におきましては、職員2名と社会福祉協議会職員1名に防災士の資格を取得するべく講座に参加させ、来年度におきましては、さらなる熊取町の地域防災力の向上を目指し、自主防災組織連絡協議会及び職員等で100名の防災士の資格取得を目指してまいります。

最後になりますが、今回の台風対応につきましては、職員一丸となって避難所の開設や停電対応、災害ごみの回収・処理、罹災証明など、昼夜を問わず業務に従事し、住民の皆様が可能な限り早期に安心して暮らせる、もとの生活に戻るよう親切丁寧な対応を心がけ、努力してきたものと考えております。その結果、避難所をご利用いただいた住民の方や罹災証明の関係で訪問させていただいた方などから、お礼のお言葉やお手紙をいただいたり、備蓄水のご寄附をいただいたりと、総じ

てよい結果ができたものと考えております。

しかしながら、残念ではありますが、住民の方に対し不快な思いをさせ、至らない部分があったのだとすると、大いに反省すべきことだと考えております。今後このようなことのないよう、住民の皆様へ寄り添った対応をさせていただき、改めて研修、指導などを継続し、よりよい住民サービスができるよう取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解よろしくお願いいたしまして説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、項目ごとに質疑を承ります。

まず、ブルーシート配布について質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）いろんな項目についていろいろ検討されているわけですが、一番気になったところでは、ブルーシートの配布で自主防災組織を通じて公平に手渡してはどうかという中で、大久保が非常に範囲も広くて、大久保だけがなかなか非常に難しいというのがあって公平性が確保できないような発言があったんですが、大久保はいわゆる異常なサンプルを取り出して、だから難しいですよというように聞こえるんです。大久保だけは非常に特別に広範囲にわたる地域であることはわかっていますよね。今の状況で自主防災組織が機能しないこともわかっています。大久保が例外だから自主防災組織を通じて公平にブルーシートを渡せないというのはおかしくて、大久保自体の自主防災のあり方を町と一緒に考えてもらおうと、大久保自体はもう今の状態で自治会が防災上機能しないのはわかっています。あの北と南、それとマンション等を入れると、全然情報管理もできない状況にあるのは明白です。

だから、そういうところで、それ以外の自主防災組織ではかなり機能する組織になっています。だから大久保のそういう問題点を、ブルーシートの配布にしてもどのようにしていくかというのを町と一緒に考えていってあげるといことを早急にしないといけない状況にあると思います。その辺はどう考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）議員おっしゃるとおりで、我々もこの辺、公平に配る方法は、先ほど私のほうで説明させていただきましたのは、具体的にこういう体制で大久保区に問題があるというようなものでは決してございません。こういう問題も踏まえて、どのような形で公平に配らせていただけるかという中で一例としてご説明させていただいたものなので、議員おっしゃるように、今後このような形で各自主防災組織、今、100%、39地区、全ての地区で自主防災組織が発足いたしまして、自主防災連絡協議会、集まった組織での議論も交わしているところですので、そのような機会を捉えまして、今後も公平に配っていただくような形の建設的な議論を進めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）自主防災組織、全体的には私は問題あるとは思っていないんです。特に大久保をどうやって自主防災組織が機能するようにするか、ただ自治会とかいろんな活動はありますけれども、情報伝達が多分区議員には行っている可能性は高いですけれども、全体として活動できる状況にあるかどうかというのは、外から見ても心配なんです。

その辺を、大久保が問題であると考えていないというのはおかしくて、やはり熊取町としては、大久保の自治会活動、自主防災活動自体が機能するようにするにはどうしたらいいかというのを一緒に考えていくということをししないと、実際に大きな災害が発生したときに対応できない状況になりますよということを、大久保の自治会の方々と一緒に考えていくチームをつくっていく必要があるんじゃないかなということを申し上げているわけです。

そこを一言も発言されていないので、自主防災組織全体についてはわかっています、それはよくうまくいくところは。大久保の点をやはり問題として認識しているかどうか、取り上げていくかどうかということを知っているんです。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）おっしゃるとおり、我々もそのような形で各自主防災組織、100%になったところでございますが、確かに議員おっしゃるように、活発に自主防災組織の活動が行われている団体と、言い方悪いのかわかりませんが、形は整えておりますが、実際活動が機能していない団体というのもございます。

そんな中、自主防災組織連絡協議会で各組織の活動状況報告であったり、自助、共助の必要性を訴えかけることによりまして、確実に自主防災組織の訓練を実施いただける団体が年々ふえてきてございます。そのような中で、未実施団体につきましては、まず訓練を実施いただき、地域防災力の強化に努めていただくお願いをしております。していない団体につきましても、数字で申しますと、一昨年度は20組織、昨年度は24組織、今年度につきましては、今現在では15組織が自主防訓練を実施いただいております。今、予約といいますか予定が入っておりますものを合わせますと、もう26団体が実施の申し入れとしていただいておりますので、確実に現時点でもふえてございます。

そのような中で、未実施団体等につきまして、その底上げといいますか、自助、共助の取り組みに努めていただくような形で、自主防災組織連絡協議会の中で説明もさせていただいて、ご理解をいただいているというふうに考えていただいているところです。

以上です。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）重光議員がご心配されるように、やっぱり大久保というのは大きい世帯を持った地区でございます。ただ、その反面、やっぱり細分化してかなり数多くの班体制もとられているというのも聞いてございます。ですから、情報伝達はしっかりと当然大久保区もされているだろうと思います。

ただ、こういった有事の災害時というのは、やはり情報というのはなかなかとりにくいというのがあると思います。特に大きいところは、すべからず皆そうだろうとは思いますが、そういったことも含めて、大久保区に限らず、まだまだ大きい自治会がありますので、そういったところの調査というか、そこの自主防の代表者の方々にいろいろな機会を通して個別にまたご相談等させていただきたいというように考えております。

もう一点だけお話しさせていただきたいのは、このブルーシートの配布に当たりまして、5日の水曜日に各自治会の会長に電話させていただいて、被害状況とブルーシートはどうですかというような確認を、5日の5時過ぎ、5時半ぐらいから一気に一斉に電話かけて確認させていただいたんですけども、やはりこういうときですので、自分ところの自治会の被害状況なんて確認できないというようなご意見がありました。それは複数の自治会長様からそういったご意見がありました。

そんな中で、自分らにブルーシートをもらっても配られへんど、被害状況確認できない、自分ところも被害被災していますのでというような話で、それやったら、これも複数の自治会長から言われたんですけども、防災行政無線とかホームページでとりあえず公平に配ってほしいと、全住民にできるだけ周知した中で公平に配ってほしいというご意見もあったことはあったんです。中には自治会に入っておられない住民もやっぱり最近は多く出てきているということで、自治会から配るとなると自治会に加入している人にしか配れないということも私ども非常に心配するところでもございましたので、その結果、今回のような広報無線での周知等で配らせていただいたという結果でもございました。

ただ、これが全て公平に配られたのかと言うと、先ほども説明させていただいたように、そうではないというように考えております。やっぱりもっと拠点をふやすべきであったというようにも思っております。それもありました。役場で配ったら、私、高田ですので、高田から来るのに10分、20分かかると、その間に来たらもうなくなっていたと、そういった話もありました。そういった意味では、拠点はやっぱりふやすべきやというように思っておりますし、その中での補完ということで、自主防災組織とか自治会長にご足労、ご尽力いただきたいなというようには考えてございます。



以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。矢野議員。

10番（矢野正憲君）少し重光議員と同じような考えなんです、今回配布したというのはブルーシートのみというふうなことですよね。これに書いておるのが、上町断層の地震とかなると、熊取町でも震度6弱とか5強ぐらいの大きな地震が来るというふうに言われているんですが、例えば大きな地震が来たときに、ブルーシートじゃなくて食料品、食べる物であるとか水を配布するときには、やはり細かく自主防災組織を活用するなり避難所単位で配るというふうなことになると思うんですけども、そういうふうなことをするに当たって、自治会単位であれば自主防災とかこういったものが中心になると思うんですけど、その辺のやはり対応というふうなことをしっかりと今から練習しておかないと、なかなかまいぐあいにいかないのじゃないのかな。

今回は台風でブルーシートのみの配布でいろいろと問題が出ておりますから、次に来る上町断層の地震とかで大きな被害が出る。食料品や水を配布するときはどういった形でまいぐあいに住民の皆さんに公平に行き渡るようにするのかというふうなことも考えてほしいなというふうに思います。その辺については、どういうふうなやはり対応をとっていくのか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）矢野議員の質問に対しましては、我々のほうも課題と捉えてございます。

何度も説明の中でさせていただくんですけども、今年度発足しました自主防災組織連絡協議会等でその辺の情報共有をいたしまして、先日9月1日です、先ほど説明でもございましたが、防災講演会、HUG訓練とあわせて、その後、各自主防災組織の代表者様に残っていただいた中で、各自治会の防災マニュアル案として熊取町のほうで提案をさせていただいたところです。

そのようなところでは協力関係、それから自主防災組織の活動のあり方等については一定ご提案させていただいたんですが、これはたたき台として提案させていただいたもので、その会議の中でもこれを具体的につくり込んでいきたいと思いますという活動に、今現在、取り組み始めたところでございます。今後も、そのような形で具体的な活動内容について協議を進めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）すみません、ちょっとご質問から具体的にもう少しというところで補足させていただきますと、ただいま具体的に食料品とか水とかの配布についてもというところやっただんですけども、大方、白川課長の今後各自治会のマニュアルの中でというところにもつながっていくんですが、基本的には、今回のブルーシートの配布で、よく我々がほかの熊本地震であつたりとかというところで行政の職員が備蓄物資を配布するのに非常に苦慮されている姿というのをお見受けするんですが、今回、我々もそれをじかに体験できたというところでございまして、この経験というのは、この食料品であつたりとか、その他の、要は防災グッズ等々にもフィードバックできるものだというふうに思っておりますので、議員からご質問、ご提案いただいております、これら食料品等についての配布、これにつきましても、しっかりと計画的に公平に配れるという一つの今回いい経験になったのかなと思いますので、しっかりと準備のほう整えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、皆様のご意見とちょっと重なるかもわからないんですが、まず、ブルーシートにつきまして、私たち議会で先般東海村のほうを視察させていただいたんですけども、その東海村のほうがこの熊取町のほうの被災を受けてブルーシートの手配をしていただいたというところで、向こうから本当に連絡いただいて、向こうは500枚手配するのに、大変やっばり業務ス

パーが2店ある中で1店しか確保できなくてというようなことのご説明をしていただきまして、東海村も本当に苦労して手配して下さったということがわかったんですけども、それも本当に2月に災害協定していたから、そういうふう到手配していただき、即無料配布できるように対応ができたのかなというふうに思ひまして、議長を通じて本当にお礼のご挨拶をして視察をさせていただいたわけなんですけれども。

今回のこの中にもありますように、災害協定するところをふやしていきたいというところ、本当に貴重な対策やと思ひますので、東海村だけではなくて、今回、奈良県三郷町と王寺町のほうも、これは災害協定してないですがご協力していただいたというところかと思ひますが、そういった協定している自治体をふやしていくことをしっかりまた今後取り組んでいただきたいと思ひます。この分につきましては、もう借りているんですから返すという形になっているんですよね。返していただくことになっているのをその状況のところのご報告をお願いしたい。

それと、今いろんな意見ありましたが、住民が一番やっぱり公平にブルーシートを配布してほしいというところの声の中で、私たちがやっぱり一番要望として聞いたのは、役場ではなくて自治会、今、自治会ではなかなか難しいという答弁だったんですけども、自治会で配布してくれるのが一番住民にとってはほらいに行きやすいというか、そういう声でありましたので、今後、自主防災組織の中の検討の中で、さらにもう一度、自治会でそれぞれストックしていくということも検討していただけたらなというふうに思ひます。

まずもっては自助なので、自分自身、各自が確保するというのを先ほど言っておられましたが、そのこともしっかり周知していただくのが一番かと思ひますが、自治会単位で、自主防災組織がせっかくできたのでその組織を通じての配布ということもやっぱり進めていっていただきたいなというふうに思ひます。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）では、今の質問に対する、まずブルーシートの対応なんですけれども、東海村のほうにつきましては、あちらのほうでご用意いただいて、こちらのほうにトラック便で送っていただいたんですが、その支払いについては、こちらのほうで東海村のほうにさせていただいたという状況でございます。

王寺町、それから三郷町からのブルーシートの提供を受けた部分につきましては、物として町のほうでご用意、購入いたしまして、あちらのほうにもう既に返却をさせていただいてございます。それにあわせて、説明でもありましたように、本町におきましても現在、2,500枚程度のブルーシートの備蓄をさせていただいたところでは。

それから、あと自治会でのあわせての配布なんですけれども、これにつきましても、部長、それと私の最初の説明にもありましたように、ご意見をたくさん頂戴してございますので、そのような中、配布の方法については、できるだけ公平に配らせていただくような形では検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）服部議員。

9番（服部脩二君）このブルーシートの配布のことなんですけど、私どもの桜が丘の区長が、自分で被害のあったところ4軒分の住所と名前と書いたメモを持ってブルーシートをほらいに行ったんです。そしたら、現場の職員は1人1枚です、もうそれ以上のことで1人1枚しか渡せませんと。どここの誰々とかどここの誰々が被害に遭っているからブルーシートを欲しいんです、私が桜が丘の区長の何々です、名前も言うて、だから5枚くださいと言うたら、だめです、これは1人1枚となっていますのでというふうに、いわゆる町役場の理事者側の方で上層部の方は丁寧な質問の受け答えができるんですが、現場の人が若い人がもう混乱してきたらだんだん興奮してくるんですね。いや、1人1枚しか渡せません、それしか聞いていませんということで、かたくなに断られたので、1枚だけ持って帰ってきたんです。

それでどうしようと言うて、自主防災のほうで20枚ほど予備があるから、それをとりあえず被害者に渡そうということでその場は済んだんですが、やはりこの、いわゆる対応の仕方、現場でもうちょっと柔軟に考えられる責任者のな方を1人ないし2人は配置してほしいかと、私らは考えておりますので、今後ともよろしく願います。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）服部議員のほうからのその日の対応状況ということなんですけれど、私ども今回、最も一番、教訓にしなければいけないのは、やっぱりこういった際は職員もかなりテンパるような状況もございます。そういった状況を今回経験させていただいて、やっぱり一番は、住民の方々に対する対応の中で情報共有というのが一番大事なかなというように思っております。

多分その職員は、私どもが持っている情報とは違う、情報を私らは十分に伝え切れなかったのかなというように考えております。自治会長からお電話いただいたり、そういったもろもろのご相談には実は柔軟に対応させていただいていたということもございますので、現場の職員にそれが伝わらなかったというのが非常に大きな教訓として、今回感じているところでございますので、今後そういうことのないように、職員もしっかりとした情報を持って住民の方々に対応させていただきたいというように考えております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）簡潔に、もうるるいろいろ出ていますので。私もちょっと考え方が違って、各自治会の区長もしくは自主防災組織を通じて配布すべきだというふうに考えています。

これは、せつかく、これ、自主防災しましたので、今度さらなる有事の際にも、やはりそこが一番、音頭取っているいろいろしないといけないので、これは各自治会、自主防災組織がしっかりしてきたら、そしたら、配布にしたってそこがしっかり音頭取れるようになったら、なったらですよ、そしたら、いわゆる区に入っていない方は、まだ加入率が低いのでたくさんいらっしゃいますけれど、そういった方々に対しても恩恵を分けれるんじゃないかなと。ああ、ここまでしてくれたんやったら区に入ろうかなとか、そういったことにつながるんじゃないかなというのが一つ。

それから、あと、自主防災組織でこれマニュアルというのは各それぞれ持っているんでしょうかというのが一つ。

あと、もう一点は、ブルーシート、せつかく今回ブルーシートが足りないというのがわかったので、それを各個人でも持ってもらうようなそういうものを一個つけ加えていただいたらどうかなというふうに感じております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）自主防災組織、自治会を通じての配布につきましては、我々、否定しているところでございませぬ。今後、そのような配布の仕方についても検討はしてまいります。ただ、現時点では、さまざまな問題等もございませぬので、その辺を整理した上で検討してまいりたいというふうに考えてございませぬ。

それから、2点目の自主防災組織でのマニュアルにつきましては、一定、連絡網等、マニュアルを持たれている自治会、自主防災組織等もございませぬが、今回、町のほうでご提案させていただいて、あくまでたたき台、素案として、どこどこ自治会のものですよではなく一般的なものとしてご説明をさせていただいたマニュアルをご提示させていただきました。災害時における避難の仕方がありますとか、隣近所での声かけの仕方がありますとか、それとか避難所では総括班がありますとか、皆さん方の説明でもありましたように、避難者みずからの運営協力というのにも必要となつてございませぬので、その辺を書き込んだもの、情報班がありますとか中での体制を書き込んだものを、一定たたき台としてご説明をさせていただいたところです。

ただし、その中でたくさんご意見を、これは具体的なものではないので使い物にならないと言われた方もいらっしゃいましたし、こういう形で動くと、組織化した動きが必要やというふうにご

認識をいただいた方もいらっしゃると思いますので、そこについては、先日の9月1日にさせていただいたところですので、引き続き自助、共助の取り組みについてご理解をいただいた中で進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、あと個人でブルーシートの購入、これにつきましても議員おっしゃるとおりで、たくさんのご意見の中で、このブルーシートについては、そもそも役場で無料で配布すべきではないとはっきりと電話で苦情を言われた方もいらっしゃいました。ただ、町としましては、その時点で必要となったという現状の中、翌日に雨が迫っておった中、今回はこのような配布の仕方をさせていただいたもので、それが正しかったのかどうかというのは今も検証させていただいているところです。

ですので、議員おっしゃるように個人でのブルーシートの備蓄についても、今後あらゆる機会を通じまして自助という形をお願いしていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、次に、避難所について質疑はございませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）本当にお疲れさまでご苦労さまでした。

避難所のことですが、質問させていただいている分で、きょうはご回答いただきました。

普通教室の利用をこれから検討するということですね。ですので、ここで、トイレのことだとか空調のことだとかは一定解決するのかなと思うんですが、長期になった場合の学校が教室として使われるようになったときに対応どうするのかなとか、ちょっと先のことを連想してしまったんですけども、そのことは、また今回のことを教訓にしてこれから考えていかれると思うんで、多分、避難所を教室から離れたところでまた引っ越しするという形になるんじゃないかなというふうに想像はしているところです。

あと、非常電話のこともお聞きしましたし、発電機のこともお聞きしたんですが、その後、太陽光の活用だとか携帯電話の普及だとかで、そういう対応であるということも理解しました。停電対応のための設備というのは、発電機だとか太陽光では十分足りない部分が現場ではあったと思うので、その辺はもう少し工夫がこれからも必要じゃないかなと思ったところです。質問ではないですが感想です。

議長（坂上巳生男君）ほか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、2つあるんですが、学校体育館の空調設備につきましては、質問というか要望になるかもわかりませんが、国のほうも来年度の予算でそういったものも整備していくというふうな方針でありますので、学校体育館、今、熊取町は普通教室の空調設備はもう全て設置していただきましたので、学校体育館の空調設備の整備についても国のほうが予算を確保するということですので、またしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

質問のほうは洋式トイレについてなんですけれども、担当課のほうにもちょっと要望もさせてもらったことがあるんですが、台風21号の後、24号が来たときに、やっぱりその後、皆さん今回避難所に避難された方がすごく多かったんです、21号の状況をやっぱり体験しておりますので。その中で避難したときに体育館の中のトイレが、やっぱりたくさんの方が避難されたらトイレが1カ所というところで大変困ったという声がありました。

ですので、トイレの対応につきまして、まず聞きたいのは、避難所となっている小学校の体育館で洋式トイレがちゃんとなっている学校はどこなのかということと、そして、トイレが1カ所しかないというところで、普通の教室というか、体育館と違って別棟になっている教室の建屋のトイレを活用できる、そういうこともちゃんと検討をしていくのかということとを教えていただきたいと思います。洋式トイレを使えるようにということとです。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）洋式トイレの数については、すみません、私の手元でちょっと今ご用意し

ておりません、申しわけございません。また調べた形でお渡しさせていただけるようにいたします。

それから、あと洋式トイレが使える環境にあるかどうかというところなんですけれども、学校の避難所にはうちの職員2名を配置してございます。その中で、利用に当たっては、体育館以外の施設、先ほども教室を適宜開放していくということも検討してございますので、学校棟のほうのトイレの使用についてもその辺は検討しているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）1点、ちょっと補足、教育委員会のほうからさせていただきたいと思います。

まず、小中学校8校ある中で体育館に洋式トイレがあるのは、設置されているのは、南小学校1校だけでございます。多目的トイレとして南小にはございます。ただ、トイレ自体は、中央小学校以外は、体育館の一旦外へ出ていただいて、体育館に附属設置されている分ですが、外から回ったりとか、いずれにしても体育館には7個はございます。ただ、中央小についてはないんですけれども、中央小はすぐ中央校舎とつながっていて、10メートル20メートル行けば中央校舎のトイレに入れますので、そういった意味で、トイレの利便性という意味では一定確保はできておるのかなと。

先ほど白川課長のほうからありましたように、災害の甚大さに応じて、申し上げた中央小のような形で他の棟のトイレを使ったりとか、そういった形での対応になるのかなと。それ適時適切にそのときの状況を見て判断してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。一番困るのがトイレになっておりますので、臨機応変に学校校舎内のトイレも活用できるように、また対応できるように、そして体育館のトイレの洋式化も進めていただくとよいようによろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかにもございませぬか。服部議員。

9番（服部脩二君）現在、熊取町には大阪体育大学、関西医療大学、大阪観光大学と、京都大学原子炉実験所は別といたしまして、大きな大学が3つ入っております。こういったところと協定を結んで、有事の際の避難所に若干貸してもらえないか。大阪体育大学なんかは、もう中にすごいたくさん施設があって、トイレ等の設備も十分できております。そういったところで避難、1カ所か2カ所借りると、災害の規模によって。何も小学校の体育館だけが避難所ではないんだということを、熊取町全体でもっと安全に避難できる、快適に避難できる場所、こういったものをしっかり構築してほしいと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）議員おっしゃるとおり、多くの大学の中での施設というものの活用を検討するところも必要かと考えてございますが、まず今、町のほうの保有する施設での避難所というふうに考えておりますので、今後の課題として検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか、ございませぬか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）避難所とちょっと関係あるかもしれませんが、ないかもしれませんが、私も24号のときにここの避難所を見に来たら、もう30人ぐらいの方が避難してこられていまして、やっぱり何か福祉センターでも手狭な感じがしました。それで、足の悪い方もいらっしゃって座っている方もいらっしゃったんですけど、多分あのときは夜までいらっしゃったんだろうとは思いますが、何か前に段ボールベッドとかそういうふうなものがあるとかという話は聞いたんですけども、そういうものが出せたのか出せなかったのか、私も見に行っただけで、後、夜のことはあれしていないんですけど、やっぱりそういうものがあれば、もう少しゆったりとできたんじゃないかなというふうな感じを受けました。

それと、その前の21号のときに停電が長く続いて一番困ったのが、やっぱり携帯電話の充電ができないということで、1回は役場でさせてもらって、それで1回はここの避難所をのぞいたときにここで充電できますよと言っていたんです。そしたら、やっぱりそのこともちょっと皆さんにお知らせしてもらえるとこのかな、ここで充電できますよと、それで桜が丘の憩いの家も、半分、電気が通ったときにあけていますので、いろいろガスとか電気とかお困りの方、お使いくださいというふうな形で回覧が回ってきたんです。そのときも桜が丘の憩いの家でちょっと充電させていただいたりしたんですけど、そういう何か細かい充電だとか電気だとかというのがなくて困っている方に対しての、そういうお知らせみたいなのが災害のときにほしいなというふうな感じがしました。希望です。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）まず、1点目の段ボールベッドを利用したかというところですが、段ボールベッドのほうについては活用してございません。基本的に長期にわたる際に利用させていただくもので、今回の台風につきましては、やはり数時間、その後の対応は長引いた点もございますが、避難としましては数時間という対応でございましたので、確かに避難された方については、狭い空間で避難いただいていたかと、ご不便をおかけしたかとは思いますが、まず、段ボールベッドについては、出してはいませんでした。

それと、あと携帯電話の充電の情報発信につきましては、お問い合わせいただいた方々には、避難所プラス携帯の充電場所として、配線の電源コード等も出してご利用しやすいような、何カ所での充電も可能なような状態に、ふれあいセンターにつきましてはご準備をして対応をさせていただいたところですが、防災行政無線等でのアナウンスは確かにしてございませんので、今後そのような形のご意見も踏まえまして対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

続きまして、災害ごみの回収について質疑はございませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）この災害ごみについては、職員の皆さんには、体を酷使されて回収に当たっていただいたなど本当に感謝しております。本当に土日にも返上して、しかも雨の日もありましたので大変だったと思います。もう汗水垂らしながら、本当にもう協力はしたいんですけども、ちょっと危険なものがたくさんあって大変だったなということでした。

近所の家で温水器が落下して、それをご近所の皆さんで運んだんですが、いつものごみの置き場のところまで持っていくのがとても遠かったのが、ご近所の空き地にちょっと置かせてもらった、それは許可もあって置かせてもらったんですけど、それを契機にご近所の全部の瓦れきが集まってきて、とんでもなくすごいひどい状態になっていたんです。それをちょっとツイッターとかでも書かれてしまいの、町職員の方もそれに気がついてくれて、早目に取りに来ていただいて解決できてよかったんですが、自宅前というのはやはり正解だなと思いました。自宅前に置けないところは集合の場所も仕方ないですが、やはり基本は自宅前ということですね、それはいいなと思いました。

それから、回収作業を見ているときに、れんがとか細かいもの、ガラスだとか土の上に置かれている中で回収がとても大変だったようにお見受けしました。できればコンテナのようなものに入れて集めておくとか、ちょっと、ここでもブルーシートになるんでしょうね、そういったシートを引いておけば、回収の作業ももうちょっと早くできたのではないかなというふうに感じました。それは見ての工夫なんですけれども、そういったことをちょっと意見として、質問ではないんですが、申し添えておきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に、応急対策について質疑はありますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、続きまして、情報伝達について質疑はありませんか。浦川議員。

3番(浦川佳浩君) 防災行政無線が聞けない方に対してはダイヤルがあるということで、一度確認してみたいんですけど、これフリーダイヤルではないんですけども、これというのはフリーダイヤルにしない理由というのがあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 白川危機管理課長。

危機管理課長(白川文昭君) 特に理由というのはいないんですけども、今のご意見をいただきまして、ちょっとまた検討、周りの市町の状況等を確認させていただいた中で対応については検討させていただきます。

以上です。

議長(坂上巳生男君) 浦川議員。

3番(浦川佳浩君) 聞きたいのはあなたなんだから、あなたがお金払ってくださいみたいな形にちょっと受け取ったんで、基本的に聞き取れない人、二見さんちのおうちなんかそうだと思うんですけど、毎回毎回聞き取れないから電話ばかりすると当然ながらその方の負担というのがふえてくるわけですので、これちょっとフリーダイヤルというのをぜひ検討していただけたらと思います。お願いします。

議長(坂上巳生男君) そのことに関連して、ちょっと私のほうからもお尋ねしたいんですが、以前にも本会議で一般質問で取り上げたこともあるんですが、防災行政無線、今現在どうなっているかわからないんですが、私も試しに放送が聞き取りにくいときに、その瞬間に電話をかけるとまだ放送がされていないということだったんですが、現在は防災行政無線が流れているときにも電話がつながるようになっていんでしょうか、その辺はどうなんですか。南企画部長。

企画部長(南 和仁君) 大変申しわけございません。ちょっと広報担当もしていますので、資料がないので明確に答えれないと。たしか議長から以前にご質問いただいたときに、デジタル化した時点でそれが可能だというようには答弁させていただいたような記憶がございます。ちょっと詳細の資料がないのでお答えにくいところはあるんですけども。

それと、フリーダイヤルの件なんですけれども、ちょっと研究させてください。防災用フリーダイヤルとかそういったものもあるのかどうかも含めまして、ちょっと研究させていただきたいと思います。すみません。

以上です。

議長(坂上巳生男君) ほかにございませんか。佐古議員。

11番(佐古員規君) 情報伝達で防災無線が、もしこの本部が被災した場合、そうしたときにはもう防災無線が使えないという状況がある可能性があるとしたら、例えば第2本部的なものもバックアップのそういう本部機能のものを、例えば図書館であったりひまわりドームであったりに設置する必要があるのかなと感じています。その辺についての計画等あれば教えてください。

議長(坂上巳生男君) 白川危機管理課長。

危機管理課長(白川文昭君) 地震に関しましては、町本庁舎につきましては耐震化をさせていただきます。先ほども説明の中で説明させていただきました熊取町の業務継続計画BCPの中では、第2本部という位置づけではないですが、役場のほうが被災した場合には、ふれあいセンターのほうも一定耐震性能を有しておるところで、ふれあいセンターのほうで災害対策本部を設置していくというふうな位置づけにはさせていただきます。

ただ、防災行政無線の被災につきましては、一定耐震性能を有しているというところで、そこを冗長化しているような施設としての整備は今のところはありません。すみません、うちの施設ではないのでBCPには計上はしておりませんが、消防署につきましても耐震化設備として使用は可能でございます。また、非常用電源のほうも備えておりますので、その辺の活用は可能というふうになってございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか、ございませんか。二見議員。

7番（二見裕子君）すみません、さっきのフリーダイヤルの件もずっと質問もさせていただきながら、検討もしていただいていたのかなというのは、ちょっと残念やなと思ったんですけども、戸別受信機の貸し出しということで、先般、東海村に行きましたら、東海村では全世帯に配っているということもお聞きしましたので、何かその手だてというんですか、費用もかかってくることですけれども、聞こえない地域であったりとか貸し出していただきたいという方に貸し出すとかというこの検討もすべきじゃないかなというように思うんですけども、こちら辺はもう少し前向きに考えていただきたいなというふうに思っているんですけども、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）今のご意見に関しましては、この6月議会でもご質問をいただいたかと思えます。そこの質問に対しまして、うちの部長のほうから戸別受信機の導入についても、現在も非常に費用もかかるという中で、全国的にもその施設、設備が出回ってくることによって一定価格も下がってくるというのを予測しまして、その中で検討させていただきたいというふうに答弁をさせていただいたというふうに記憶してございます。今につきましても、そのような形で価格の状況、費用について検討を進めているという現状でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにごございませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）これは、もうほかのところでも言っていることなんですけれど、防災行政無線がハウリングして聞こえにくいというところは、メーカーに改善の要請をするというお話だったんですが、先ほどのお話では、職員が現場に行って確認してほしいなと思います。それか、住民にきちんとアンケートなりとって判断するというので、メーカーだけのせいにせずに、必ずしてほしいなと思います。

それから、今、音声は機械音ですよ、あれをもうちょっと聞こえるように間をあけてとか、皆さんおっしゃっているので、ぜひそういったことも参考に、聞こえるように改善を求めておきます。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）私のほうでも先ほど説明させていただいたように、そのような取り組みを今後進めてまいります。防災行政無線につきましては、一定、整備後3年が経過した中で、次年度においては、そのような音達の再確認等について前向きに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）その点に関して、私のほうからも、デジタル化した折に機械音での音声に変わったんですけども、職員が録音するという形でのほうが聞こえやすいように私は思うんですが、その辺の検証はいかがなんでしょうか。南企画部長。

企画部長（南 和仁君）防災行政無線の音声について機械音ということで、住民の方からもいろいろご意見お伺いする機会がございます。通常の行政情報の場合であれば機械音でもというところがあるんですけども、いざこういった災害が起こったときには、機械音でなくて人の声でやってくれと、こういうときぐらいは人の声でええん違うんかいというようなご意見あります。それは検討させていただきます。通常の行政情報については、そういった情報で機械音で流していかせていただきたいというところはあるんですけども、こういった有事のときには、やっぱりそういった配慮も必要かなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）よろしくお願ひします。重光議員。

2番（重光俊則君）確認なんですけれど、この課題と要望事項のところに書いてある、これが課題なのか実際にやるということなのか明確にちょっと教えてほしい。全地区の防災行政無線の聞こえの調



査を行い、スピーカーの方向変更や追加をするというのは、来年度するという事なのか、ことし今からもう着手してやっているのか、いつやるのかというのをちょっと答えていただきたいんですが。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）一定、この台風第21号の際に全ての防災行政無線の確認をチェックさせていただいてございます。その際に、スピーカーの向き等についても再度、風等で動いているケースもありますので、一定確認はさせていただいたところですが。ただし、次年度においては、また改めてその辺の対応についてしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、今の時点では聞こえなくなっている地域はないということによろしいんですか、理解は。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）現状、整備した時点のところに修正等、対応していますので、一定おうちの中で聞き取りにくいケースは発生するかと思いますが、外で確認いただければ、一定町域内では防災行政無線は聞こえるという状況となっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにもございせんか。

（「なし」の声あり）

次に、情報収集について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、次に、災害ボランティアについて質疑はございせんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、この災害ボランティア、社会福祉協議会が窓口というところのお答えやったと思うんですが、ボランティアセンターをしっかりと設置し、また、講習等もやっていくというふうに今後取り組むということだったと思うんですけども、町はそこにはかかわっていないんですか、その災害ボランティアのこの登録とかにつきまして。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）災害ボランティアセンターの立ち上げの主体につきましては、これはもう防災計画の中で社会福祉協議会のほうが担ってくれるというふうに明確には書かれております。ただ、町の取り扱いといたしましては、当然、被災情報等は町のほうに全て集約されますので、その情報をもって社会福祉協議会とその立ち上げの状況については十分協議を行っていく、当然円滑な運営についても、我々町としても支援なり、当然同じ立場で対応していきたいというふうに考えております。その辺につきましては、社会福祉協議会と綿密な連携のもと進めていくというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。この災害ボランティアの登録というのは、その災害があったときにはなくて常時そういった登録というものはされているんですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ボランティアセンターにつきましては、通常、社会福祉協議会のほうでボランティアセンターというのは持っておられるんです。その中でいろんなボランティアの種類があるんですけども、その中でも、災害に特化して何か起こったら言ってくれという登録を通常時から登録してくれている方、ざっと二十数名いらっしゃるんですけども、今回活動していただいた方々は、そこに登録されている方々がすぐに行っていたという状況になります。

それから、災害が起こったときにテレビでよく見る、テントを張って社会福祉協議会の職員が黄

色、オレンジ、そういったジャンパーを着て受け付けしているイメージがあると思うんですけど、あれはその災害が起こったときに臨時にそれこそ開設して、それから全国からたくさんボランティアが来てくれた、そのボランティアの方をそのニーズに応じて割り振りするという、その分については、その開設する期間だけの話になります。もちろんその際に通常のボランティアのほうにも登録をお願いしますというふうなことも社会福祉協議会のほうはするというふうにはおっしゃっておりますけれども、基本的には、日常から登録している分と、それからテントを張って災害ボランティアとはまたちょっと対応が違うというような状況でございます。

今回の場合は、通常、日常から登録してくれておいて、募集をする手間もいとまがないというような判断もありまして、すぐに対応してもらえる二十数名の方にご連絡をして派遣をさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） よくわかりました。大災害になって全国的に救援が必要なところは、また別にそういった募集をかけないといけないかと思うんですが、やっぱり常時そういった登録をしていただくことが一番大切かと思しますので、その登録につきましても、熊取には大学がありますよね、被災された方が、やっぱり近隣の方にお手伝いしてもらったけれども、やっぱり皆さん高齢な方が多いので、大学生というか若い方がお手伝いしてくれたら助かるというようなそういう声も聞きました。

ですので、この大学がありますので、大学側に行って災害ボランティア登録というものを願ったりとか、そういうことをしたらどうかなというふうに思うんですけど、その辺は取り組んでいただいているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 今おっしゃっていただいたとおり、大学生のボランティアへの勧誘というか、そういったことも社会福祉協議会のほうは積極的に行っていただいております。今回、二十数名の事前に登録があるという中でも大学生の方の登録もあったということでございます。

ただ、今回ちょっと残念なことに、派遣のご依頼を申し上げたところ、ちょっと大学のほうの授業とのバッティングがあって、今回は派遣はさせていただけなかったんですけども、大学生のボランティアの方も登録はもう既にいただいておりますし、また社会福祉協議会は体育大学と連携して事業とかもやっておりますので、そういった機会を通じて大学生のボランティアへの加入というのも積極的に今後また行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） ほかにございませんか。二見議員。

7番（二見裕子君） この災害ボランティア、先ほど渡辺議員が聞いた限りなんですけれども、防災士を今後100名ほど資格を取っていくというような形でお聞きしたんですけども、この取られた方とかまた興味ある方という方もこの災害ボランティアに入っていただくような仕組みというのは考えておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 防災士の資格取得については、ちょっと私、あれなんですけれども、社会福祉協議会のほうもことし1名、職員のほうが防災士の資格を取りに行くというふうに聞いております。

そういった登録をする際だとか、今回もいろいろと社会福祉協議会のほうに入ったときには、もうボランティアのほうの登録をお願いしますとかいうようなことで、いろんな機会を通じて災害ボランティアのほうへの登録というのは、皆さんに声をかけさせていただいているといった、そんなような状況でございます。ですので、防災士の資格の話はちょっとあれなんですけれども、その際にもそういった登録というのがございますのでという声かけは、当然していこうかなというふうには思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）白川危機管理課長。

危機管理課長（白川文昭君）防災士の次年度100人につきましても今、予算化を進めるべく対応しておるところでございます。これにつきましては、町長からの指示をいただきまして、もう熊取町で100人の防災士を育成するということで、次年度何とか予算化させていただきたいと。

それにつきましては、ボランティア組織のボランティア活動というよりも、まず、自主防災組織の役員方、自主防災組織39自治会に対して防災士の取得をお願いしていきたいというふうにまず考えてございます。あと、職員についても何名か取得できればというふうに考えて予算化をしていくものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、次に、みなし仮設住宅について質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）今回、仮設住宅に入られる方があったわけですが、やはりその対応が災害救助法に適用されないからできないということで、何もできていないというのが実情だと思うんです。大阪府と国の責任であることは明確なんですけれども、大阪府と国がこういうものをもっと適切に、災害救助法に適用されてもしなくても被害の大きさというのは変わらないはずなんで、その仮設に入居する人が1年だ2年だということをこういうので制約されるのは全くおかしな制度で、国が考えなあかんし大阪府自体も考えなあかんのですが、国、大阪府への要望というのは、熊取町からこの件については、されているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）現在、まだみなし仮設の制度のほう適用中でございますので、一定またある程度の時点で本町のほうも整理しまして、大阪府のほうについては、こういうふうな問題点があったよ的な形でお伝えしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今回の災害で下の住宅被害の件もかかわりますけれども、大阪府下の自治体の中で意見をまとめて、府とか国に要望するという活動はされているんでしょうか。そういう意見をまとめてやっているということは、どうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）現在、大阪府のほうからもそういうふうな形での意見照会というのは、まだちょっと届いていない状況でございます、いずれ何らかの形で大阪府のほうも全体のいろんな形での振り返りみたいな形はとられると思いますので、そのあたりはまた順次連絡等が来るかと思っておりますので、その中でまた先ほどの件も踏まえてご報告していったら、必要であれば国のほうの要望というふうな形で、またそれは要望自体については、いろんな部会があってそこで取りまとめしておりますので、他の市町の状況も聞きながら、町村長会等を通じて、また要望のほうは進めていきたいなというふうには考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）この被災状況なんですけれども、全壊したのが2件、そして半壊したのが22件ということでご報告いただいているんですが、みなし仮設住宅ということで、入居できる条件の方が全壊と半壊というところ、後日、半壊の方も対象ということで入居条件が変わったかと思うんですけれども。現状なんです、みなし仮設住宅は、町営が1件と府営2件、公社2件で5件やったと思うんですけれども、全てその5件しかないんですけれども、状況として半壊や全壊の方で入居できないという方はいらっしゃるんですかね、そのみなし仮設住宅に。全てちゃんと対応ができているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）当初、町の町営住宅のほうは空き住戸が1戸しかなかったということで、なかなか1戸ではちょっと募集というのは難しいなということで、大阪府のほうを通じまして府営住宅、それから公社住宅のほうの空き状況を調査いただきました。ただ、府営住宅、公社住宅もともにやっぱり被災している物件もかなりあったということで、調査のほうはかなり手間取ったと。最終的には府営住宅が2戸、それから公社住宅のほうが2戸の5戸の提供をいただけるということで、第1次の募集のほうをさせていただきました。こちらは全壊、半壊ということで、こちらの申し込みは1戸だけということで、その方は希望された町営住宅のほうにご入居いただきました。

その後、2回目の募集ということで、先ほど議員からありましたように、半壊の被害を受けた方も含めまして、新たに2度目の募集のほうを10月の中旬以降させていただきまして、こちらのほうで5世帯の方の応募がございました。残りの戸数が4戸ですので入れない世帯が出るということで、大阪府のほうにこういう状況ですよということで相談させていただいた結果、追加の府営住宅の提供がございましたので、2度目の募集、5世帯ございましたけれども、全て入居のほうをいただいたという状況でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかにもございませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）この5世帯、皆入居されたということなんですけれども、私のところに相談に来られた方は、一部損壊で、でも一部損壊なんですけれども雨が漏ってしまって2階全体がカビだらけになって、もう住める状態ではなくなっているんですけども、この仮設住宅に申し込みますかということで相談に来られたんですけれども、一部損壊ということでだめということであれだったんですけれど。

一部損壊でも、また後からそういうふうな状況になったら、半壊なりのあれが出るというふうなことも聞きましたし、大阪府のほうでは、一部損壊でも希望があれば仮設のほうに入居というのは可能というふうになっているらしいんですけれども、その判断は市町村に任せるみたいな感じらしいので、その辺のことについて、もう少し温かいご判断いただけるようなところがなかったのかなというので、ちょっと残念に思ったことがあったんですけれども、また今後そういうことがありましたら、やはり一部損壊でも状況によっては、平家なんかだったらもう潰さなあかんというふうなところ、そこは住んでいないところだったので、一部損壊で本当に瓦が3、4枚しか割れていないんですけれども、誰も住んでいらっしやらなかったということで、もう1カ月ぐらい後で来たら家の中はカビだらけで全く住めるような状況じゃないので潰してしまわなくてはならないというふうなことで、そこは住んでいらっしやらないので業者と相談してあれするという事なんですけれども、そこで住んでいらっしやったら、それも本当に瓦3、4枚のことなんですけれども、その手当てが旅行とかでおくれていらっしやったら、そういうふうな状況というのも多分生まれてくると思いますので、その辺またお考えいただけるようによろしく願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにもございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、次に、住宅被害について質疑はございませんか。なしでよろしいですか。

（「なし」の声あり）

次に、公共施設の臨時休業について質疑はございませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）ご説明では、保育所は就労支援の立場上、安全確保を考えた上で開設しているということで捉えてよろしいんですか、台風のとくでも警報が出ていてもということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）先ほどご説明させていただいたとおりでございます、親御さんの保護者の方の就労支援の役割を担うということで、あくまでも児童の安全の確保を前提に、保育の運営上支障がない場合には基本的には開所という形に今のところはなっております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ちょっと小中学校がお休みになっているのに保育所がなぜあいているのかというような問い合わせが来たときに、ちょっと知らなかったのが、そのようにまた説明したいと思うんですが。

あと、総合体育館とか図書館、煉瓦館、公民館、その辺についての臨時休業について、警報が出たら全て閉鎖にするというのはちょっと行き過ぎかなとか思ったんですが、台風21号のときは、もうすごい状況だったんで閉鎖もやむを得ないと思ったんですが、その判断というのはどういうところでされるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）状況からちょっと申し上げますと、社会教育施設につきましては、熊取交流センター煉瓦館以外は、火曜日がもともと休館日となっておったことがございまして、台風21号が上陸した9月4日は休館日の火曜日でしたので、影響としては余り大きくはなかったと。

ただし、重要文化財の中家住宅について、文化財でもある表門が倒壊するなどしましたので、これに係る文化財の保存措置も進んでおりませんので、その倒れた時点、9月4日から本年度末までは休館という形をとっております。

ほか、町民会館分館については、体育室の窓ガラスが破損したということで、これはちょっと使用について危険でもありましたので、9月5日の水曜日は臨時休館としたところで。

そのほか、停電がございましたので、図書館は9月5日の水曜日、それから煉瓦館については9月5日及び6日の木曜日の2日間、臨時休館といたしました。煉瓦館につきましては、9月4日の火曜日ですが、台風が来た日なんですけど、この日は煉瓦館の場合は、火曜日は休館日ではございませんので開館していたわけなんですけれども、台風の接近に伴いまして、安全対策として貸し館利用者などには個別の連絡をとりまして、その利用の予定の中止であるとか延期について調整を実施したところでございます。ただ、一部、自習室のほうに利用者がいらっちゃって、台風の影響がおさまる夜まで滞在していたということがございましたので、火曜日休館とせずにあいておったという状況でございます。

いずれの施設、ほかの施設の休館等をとるに当たっては、防災行政無線及び町ホームページによる周知を行うとともに、貸し館予定者には利用予定の中止や延期などの日程の確認調整を行いまして、利用される方の支障が生じないようできる限り配慮したところでございます。

ご質問の警報等が出た場合の休館なんですが、それは、後に台風24号が接近した際に、この際もかなり21号並みの影響が出るんじゃないかというような予測もございました、接近に伴いまして。これら接近の際に21号による被害であるとか経験を踏まえまして、同様の影響も出るであろうと予測もございましたので、これらは災害対策本部の決定も踏まえまして、全ての社会教育施設、公民館、町民会館、分館、煉瓦館、体育館、ひまわりドーム、これら全てについて、図書館もですが、9月30日のみ臨時休館という形で速やかに決定して、防災行政無線、ホームページ等で周知等を行ったところでございます。

だから、全てについて警報が出たらすぐお休みとかという形で何も事前に決めていたわけではなくて、その個々の台風である地震である、そういった被害であるとかその状況を踏まえまして、災害対策本部等の決定を踏まえて対応するというところでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。停電もありましたし、休館日であったということで対応がそういうふうになっていたと、24号については、そのときの判断でやられるということですね、これからもそしたら。警報だから休館になるということではないということに理解します。

図書館とか煉瓦館でも、避難所でもいいのではないかなと思ったこともあります。煉瓦館はちょっとガラスが多いので、ちょっと無理なのかなと後でまた思ったりもしたんですけれども、そういうことも、町なかにあることですし、そういう利用も検討していただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。二見議員。

7番（二見裕子君）すみません、保育所なのですが、他市町で学校と同じく休校としたところがあったということで、熊取町は働くお母さんのために開所していただいているというふうにいるんですけども、この職員の出勤であったりとか送迎とか考えた場合、保護者の皆様には、もう台風が起こる前に家庭保育とかということも言っていたというふうになっているんですが、これは、毎回大きな台風が来るときというのはこのような形では呼びかけていただいているとかという、そういう何かマニュアルとかいうのがあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）基本的に台風接近に伴う分につきましては、各気象警報の発令による対応ということで事前にひな形を決めてございまして、各保育所の方々にご通知、お知らせするような形はとらせていただいております。

今回は、事前に保護者の方に前日から、議員おっしゃるように、家庭保育ということでお願いをさせていただきました。ただ、その中ではどうしても低年齢児、0から2歳というところの、やはりそういうお願いしても保育の出席率というんですかね、そういったのが非常に高かった。全体、町立保育所ですと4日の台風接近の当日は、全体で約18%の出席率でございました。ですので、当然、職員が出勤できないと、それで保育に支障が生じるという場合も考えられますので、今後はそういったことも含めて、本当に大きい台風が接近となると、やっぱり臨時の休業というところもちょっと視野に検討していきたいというふうには考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。職員も少ないということで、でも、どうしてもやっぱり働きに行かないといけないという方を含めて、休業されるというのはすごくやっぱり困るかなと思うので、そこら辺、どこかきちっと預かっていただけるような対応、何人かの方は、じゃ、ここの園だけはあけますとかというそういうのの計画も、今後、ちょっと詰めておいていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）先ほどもその点につきましてはご説明しましたように、停電が、西保育所の場合、非常に長期化してございまして、ほかに町立保育所があいてございましたので、どうしてもご希望される方は、そこに振りかえ保育というような形で検討はしてございました。議員おっしゃるとおり、今後もそういった形を、保育所でなくても保育の環境を整えば、例えばふれあいセンターであるとかほかの公共施設、そういったところでの保育というのでも十分検討していきたいというふうには考えてございます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）すみません、休みのことなんですけれども、小学校のほうも3日か4日お休みされたということなんですけれども、やはり低学年につきましては、お母さんが働いていらっしゃるようなところで困ったようなおうちがあったのではないかなというふうな気がするんですけど、そういうふうな問い合わせというのは全くなかったですか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）警報等が出たときには臨時休業になるということは、保護者のほう周知させていただいておりますので、そういったようなご連絡は一切ございませんでした。あともございませんでした、大丈夫です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、生活インフラ・ライフラインについて質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今回、本当にこのライフライン、特に停電というところで、大変このライフラインの大切さというものを感じたわけなんですけど、またその中で、災害ごみのときもそうですけれども、

このライフラインに対する対応につきましても、職員は本当にお休みも返上して対応していただいたこと、本当に感謝する思いでいっぱいです。

その中で、町営住宅につきましては、職員が本当に一軒一軒、給水活動にご協力されたということ、本当にもう頭が下がる思いなんですけれども、今回、それについてはホットラインを構築することなので、それはぜひともお願いしたいと思います。お尋ねしたいことは、町営住宅3棟ある中で2棟だけが停電したというところの原因については、何かやっているんでしょうか。なぜ2棟だけが停電してそんなふうになったのかというところの原因についての究明というんですかは、やっておられるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）町営住宅については、送電の関係で1棟から3棟まで全部、停電は最初していたんですけれども、2棟だけ復旧がおくれたというのが、引き込みの高圧ケーブルのほうで破損したというふうに関電のほうから聞いています。だから実際、棟に入っている電線が切れたというふうなイメージですので、それを復旧するのに時間のほうがかかったというふうな形での報告をいただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございせんか。重光議員。

2番（重光俊則君）関西電力の件なんですけど、関西電力と優先復旧を確認したとありますけれども、その協定書を結ばれたのであれば、それはぜひ公開していただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）優先復旧に関しましては、先ほどの説明、ちょっと私の説明足らずやったかもしれないんですけれど、これから計画を策定していくというところでございまして、まだ策定はしておらないという、そういった状況でございます。

今後、先ほど説明申し上げましたとおり、地域防災計画で規定されておりますので、そのライフラインの確保の体制、そしてその中で、先ほど説明いたしました役場、消防署という防災拠点とともに、生活に直結する環境センターし尿処理、また斎場、それから民間の病院等々、これらの施設について優先順位をしっかりと計画していきたいと、このように考えるところでございます。よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）ほか、ございせんか。

（「なし」の声あり）

最後に、その他について質疑はございせんか。文野議員。

1番（文野慎治君）本当にこの間の災害対策、町職員の皆さん全体でご苦労さまでした。

きょうは総括的に、我々議員のほうそれぞれ各地域で住民の皆さん方から聞かれたり、どうなっているねんと言われたような形についてまとめていただいて、またきょうこういう形で、公開で議員全員協議会という場でやっていただいたこと、感謝しています。

その中で、その他部分で、一番下のところ、先ほどブルーシートの配布で服部議員からあったこととも関連するような内容なんですけれど、先ほどのご答弁等の中で、それぞれ電話につながりにくい中で、住民からの役場への問い合わせについて、それぞれ電話回線、誰がとるかわからへんような状況も含めてやっていただいた中でのことだというふうに思うんです。

例えばこの前、区長会に議長とともに出ささせていただいたときにも、実は、ご質問なり、どう思っていますかという話があったんですが、それと同じような内容を聞いておまして、例えば今回、瓦が飛んできて自分ところのカーポートの屋根を潰したであるとか、車のフロントガラスが割れたであるとか、隣の家のが飛んできてとって隣同士でもめているということで、区長が、また相談された自治会の役員の方、班長等が間に入って非常に苦慮をされているようなときに、どうしよう、知恵かしてほしいというつもりで役所に電話して、やっとながった、そのときに状況を全部詳しく言うたかどうかははっきりしていないんですけれども、いや、そのことはもう民民の話ですから役

所としてはどうしようもできませんと言って、それが回答で終わっているんです。

この間、女性区長のほうからこれと同じような話が実はありました。南部長のほうから丁寧に解説を加えて答弁していただいて、まさに、ということは風水害でそういうふうな被害者と加害者がお互い顔がわかっているような状況の中でも免責になると、風水害の場合は加害者免責があるんやと、だからこれはもうお互い。そういう同じ状況が各地で起こっているけれども、それぞれの隣同士のおつきいだとか雰囲気の中で、いや、もうこんなお互いやからええよということがほとんどやったと思うんですが、やはり争いとなって区長が間に入って困っておられるときに、電話したときに、そういう対応だけされたと。だからもうどこに相談してええかわかれへんねんという話が実はあったんです。

ですから、ああ、ほかにもあったんやなど、この間区長会では僕は思っていたんですが、やはりもう一步踏み込んで、その場でその職員が知識がなければ、ちゃんとこれ控えて、後ほどお答えしますとか、その答えは、まさにこの間区長会で明確に答弁いただいた南部長の答弁でいいんです。役所としてはこれはタッチでけへん話やからということ言うてあげたら、またその現場での話が変わってくると思うんです。

ですから、先ほどのブルーシートの件、我々の思いが職員それぞれに行き渡っていなかったということと、これ同じなんですけれども、やはりこういったことを、このその他の一番下で、これうちの会派から出したやつなんですけれども、本当に細かい話ですけれども、役所に頼るといのはこういうときこそで、そういう教育、日常的に全職員の研修の中にもそういうふうなこと、やはり役場というのサービス業で、いろんなことがいろんな悩みが集中して来るんやから、そのときにやはり気持ちを込めて対応してあげることで、みんながどうしようどうしよう、自分も被害に遭っているときに人の相談も抱えて区長やっておられたり、そういう立場の方、地域でたくさんいらっしゃるわけなんで、ぜひそういう対応を役場としても今回の経験でわかっていたらなというふうに思っております。答弁ありますか。

議長（坂上巳生男君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）文野議員から貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。今回がこのような災害になるとは誰も、私ども危機管理自体も考えていなかったところでございまして、その後の対応につきましても、いろいろと職員が住民に対して、やっぱり懇切丁寧に真摯な対応ができなかった部分があると思います。

こういった電話を受けるのは、大体、危機管理の防災総括班が受けることが多いんですけれども、今から犯人探しなんてする気はないんですけれども、しっかりと本当に真に住民の立場に立って対応していきたいというように思いますし、対応の職員の意識づけと、やはり先ほども言いましたけれども、対応の統一化というのをとりたいたいというように考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございせんか。文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひよろしくお願ひします。

ちょっとこの機会でご報告なんですけれども、今、泉州南の消防議会のほうに坂上昌史議員と一緒にいまして、先々週、熊本へ行ってきました。去年は広島の水害、熊本は地震。熊取町も、これは本当に台風ということで台風一過という言葉があるように、本当にそのときはもう大変な嵐で、ところが翌日はからっと晴れるというような状況で、被害というのはそのときの瞬間の台風が通った後の状況というのは、それを何とかきょうよりあした、あさってがよくなっていくというふうなことは、時間をかければいけるんです。けさも地震がありました。おとといもあったように、やはりこれから予想される災害というのは、台風はいつ来るか何時ごろ通るかという予測はできますけれども、もういつ来るかわからん危機が迫っていると、これはもう言っても過言ではないと思うんです。

ですから、我々議員も、私も生まれて初めての台風の大きさだったんですけれども、議員として



何をやったらええんやろうとか、これも議員共通の思いとして、そういう条例を持っているところの勉強もせないかなというふうなことを議会としても共通認識として持っているんですけども、ぜひ今回、災害としては大きかったですけれども、そういう熊本や広島や全国、東日本や、そういう何カ月、半年、1年、何年というような形で振りかかる災害というのは、日本どこで起こっても不思議じゃないんで、体力もつけないあかんし、瞬間的にも対応もせなあかんし、もう本当に答えが見つからない事業やと思うんです、行政としては。

だから、これは皆共通認識として、今回の教訓を、さまざま各会派からの意見に真摯に答えていただいたというふうに思うんですけども、我々自身も肝に銘じて、いざというときのために備えをやっていく、気持ちもやっていく、組織もそういうふうにつくっていく、そういうことを共通認識としてやっていけたらなというふうに思います。これはきょうの私の感謝と感想でございました。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これをもって平成30年台風第21号の対応状況についての件を終了いたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。

その前に、本日の会議について案件の終わられた皆様は、会議の途中でも退出していただいて結構ですので申し添えておきます。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）議員の皆様には、お手元に熊取町営斎場自家発電機設置後経過報告書というものをお配りしております。この場をおかりいたしまして、斎場の自家発電機設置後の経過についてご説明したいと思います。

平成25年8月27日に計画停電に対応するため、自家発電機を斎場に設置いたしました。このときは受注者が試運転用にポリタンクから給油を行っており、担当していたA嘱託員からほか2名の嘱託員に自家発電機の部屋に予備の軽油を置いてあると伝えられています。よって、ほか2名の嘱託員、B、Cとしておりますけれども、ポリタンクに予備の軽油が入っていると認識しました。自家発電機の運転を担当していたA嘱託員が10月に退職し、その後、月1度程度の定期点検を進めると燃料が減ってまいります。

そこで、灯油を発注する前に、平成27年3月28日に軽油と思い込んでいたものを給油いたしました。ポリタンクで嘱託員がした初めての給油でございました。

平成27年4月23日に関西電気保安協会が斎場の設備を点検し、自家発電機が稼働しないことを確認しております。担当職員から上司に報告されましたが、有効な対応をとった記憶がございません。

6月には、定例点検において電気設備点検記録が提出され、私の押印がありましたが、申しわけありませんが特に気づかずにおりました。

10月に入って斎場から自家発電機が稼働していないことを再度指摘されます。この時点で修繕に向けて受注者やメーカーを呼び、調査をいたしました。

10月23日には、燃料タンクドレーンからの想定以上の水分らしきものを確認し、11月4日にはインジェクターが正常に噴霧していない状況であることがわかりましたが、インジェクターの詰まりが解消されればよい、修繕できるというふうに考えておりました。このときP1エラー表示が出ましたけれども、表示の誤作動というのも疑われました。この表示をリセットするためには、広島にあるパソコンを持ち込んで接続する必要があるとのことでした。

平成28年2月26日に広島にあるパソコンをメーカーが持ち込み、調査したところ、不純物がポンプに入っているため噴霧器が機能していないとのことでした。

後日、メーカーから修繕の見積もりをとると、設置費用より高額な見積もり金額であり納得できず、そもそも何かが詰まっているならそれを取り除けばよいというふうに考えておりました。よっ

て、平成28年4月から8月にかけて断続的に自家発電機を運転することで、内部清掃やオイルの交換を実施しました。エンジンにふぐあいが生じていることから、車の整備工による修理も考えましたが、結果的にできませんでした。

平成29年9月に、決算委員会で文野委員から、非常用電源が完備されているか質問があり、火葬の途中でとまらないよう現状、自家発電機がある旨の答弁をいたしました。

平成29年11月には、平成30年度予算計上することを考えましたが、全庁的に予算削減目標が示されたこと、計画停電を契機に、平成25年度に自家発電機を設置しましたが、現状、計画停電の可能性が極めて低くなったこと、さらに過去から停電による不完全な火葬もなかったこと等を総合的に勘案し、安定的な火葬運営のために、動物炉の定期的な保守、整備を優先し、自家発電機更新の予算要求を見送りました。

平成30年9月14日に、決算委員会で文野委員より、斎場の発電機が稼働するかの質問に対して、稼働しない旨の答弁をいたしませんでした。まことに申しわけございませんでした。

以上が経過でございます。

次に、今後の対応策についてご説明いたします。

自家発電機関連経費につきましては、9月28日付の専決予算により既に予算措置しており、速やかに発注していく予定でございます。なお、納入には3、4カ月かかるとのことですので、現在はレンタル機を設置済みです。今後の燃料補給は、再発防止のため、給油業者が行うこととし、運転点検につきましてはマニュアル化をし、環境職員が立ち会いを行います。

説明は以上です。今後このようなことが起こらないよう初心に立ち返り、努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 9月の決算委員会以降、直ちにこの今後の対応という措置をやっていた。これはあれなんです、なぜこういうことが起こったかということについて、ちゃんと報告してくださいということがこのまとめやということなんです。

詳しくはまだ読めていないんですけども、文書の内容をちょっと見ていくと、故障した経過、ヒューマンエラーの部分が事細かく書かれているんです。何のために設置したかというのがまずあって、計画停電、その後、なぜその故障が起こったかという話、27年とか28年とかいう形があって、それで、この問題、聞かせていただいたのが29年9月で、この30年9月14日があったわけなんですけれども、ヒューマンエラーは、これは人間が扱うもので機械の取り扱いを間違えたんやし、アルファベットになっているけれど、どんな人がどうして間違えてこうやったというのは、これはこの間も聞きましたし、もうそれはいいんです。

僕は、組織としてなぜこのままの状況を放っていたのという話、組織の問題としてのこと。修繕について、あるいは全庁的に予算削減目標が示されたことからとか、計画停電を契機にこれを設置したけれども、計画停電の可能性が極めて低くなったこと、過去に停電による不完全な火葬もなかった、総合的に勘案し、安定的な火葬運営のため、動物炉の定期的な保守、整備を優先し、自家発電機更新の予算措置を見送った。これが、皆さん方が担当している職員の判断として間違っているんです。何もヒューマン的な誰が間違っただけで水を入ってしまったということを僕は言うているんじゃないんですよ。幾らでもこの間の中で、お互い皆さん方の今担当されている火葬場の公共的な役割ということの認識は一致しているでしょう。住民の皆さんの最期の旅立ちの場所ですよ。そこで途中で火がとまったり中の炉のれんがが崩れたりしてご遺体が損傷したりしたらだめなんだ、そういうことで、どこの民間も公的にやっている火葬場を運営している自治体も、そういう思いで皆さんやっているわけなんです。

でも、ここに書いている理由は、それをまず否定しているじゃないですか。その判断が皆さん方の今の体制か前の体制、ずっと引き続けてきたことかもわからへんけれども、そのまま放ってきた原因がさらっとこうやって書かれていたら、口で言えばそういうことやから書きようがないんかも

わからへんけれど、これだけが残ったら、何かその水を間違うて入れてしまったということに、そっちへ行ってしまって、いろんな問題があることを勘案して予算措置をしなかったということが正しかったように映ってしまうんです、これだけが文書で残ったら。

それはおかしいと思うし、去年の9月の中で、火葬の途中でとまらないよう現状ある旨のみ答弁する、自家発電機が。確かに答弁はそうやったけれども、動くんですよと言うたら首振っていましたよ。それは鮮明に覚えています。だから、あえてそれ以上言わなかった、動いていると確信したから。今回は稼働しない旨の答弁をしなかった。なぜ虚偽の答弁をしたという内容にしないんですか。そして、今後の対応について、このことが公になって、もっと幹部の町の皆さん方にわかってしまったから、こういう形で現物が入るまではリースでも対応するというような形になったんやから、これは公共の運営をする火葬場の最低限やらないかんことやということが全庁的に理解できているから、予算削減の中でもこういう予算がつくんでしょ。そういうことがこの報告書、こういう形であれば何も出てこない。

だから、Aさん、Bさん、Cさん、こんなもういいですよ。いつ故障したと、何で公の場での答弁を、うそついて逃れてそういうことになって、何でそれを上に報告しなかったのかというようなことを書かないかん。でないと、これ、後、残らないですよ。

これは、副町長、庁内ではもうこれで報告書なんですか、経過報告書としてお認めになっているんですか。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）この報告書自体は、部長会のほうで報告を受けております。

ただ、文野議員のご指摘のとおりでございます。実際には、なぜここに至ったかという部分については十分に書き切れていないかなというふうには思っています。というのは、冒頭でおっしゃられました、大切なご遺体を扱わせていただく事業所の責任とマナーというのは非常に重要です。この自覚が十分担当部局のほうで落ちていなかったのではないかと、それは私どもははっきり感じております。

単なる自家発電の故障の修理ということではありますけれども、その影響を考えた場合には、やはりもっと突き詰めて、最後までこのことに関して、部全体、あるいは部でできなかつたら町全体で当たるような、そういう流れをつくっていくべきであったというふうに感じております。その点が抜けておったというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひ今後も含めてそうしてほしいと思うんです。出先の一つの事業所の話ではないんですよ。やっぱり町として町立で受け持っている責任ですよ。それと、やはり予算削減やからというて、ああ、これは引っ込めっておこうとか、うちは出先やからこんな通れへんわとか、それはそのときの担当の部長が、今、副町長がご答弁いただいたような形で、これはどうしても必要なことやということを財政のほうにかけ合って、あるいは町の三役の方ともちゃんと話をして、やって、物事が理解される雰囲気、パイプが詰まっていないか。だからそれは、町長を含め副町長、やっぱり各部長、部長会、そういった中で、そういう風通しがやはり悪かったんやと思うんです、僕は。

こんなこと言うたら、一律何ぼカットせえと言うているのに何言うているんじゃと言われるわというて、やめておこうかとなったようなことがあるんじゃないかなと思うんです。それでないと、普通は、みんな縦割りでやっていて、この仕事をやっていて、この予算つきたいと思ったら一生懸命言いますよ。そこを何でやめておこうとなった雰囲気があったのか。それは何も現場の方だけのあれではなくて、熊取町の上層部としての空気感、空気を読み過ぎて、そんたくして、これはやめておこう、そやけれど、これはそのときの中では通ったかしらんけれども、住民の皆さんにとっては物すごい裏切りですよ。

そういったことを、ぜひこれを教訓にしてやっていただきたい。だから文面的にはこうやけれど

も、行間はちゃんとそれがわかっているんやということを知ったので、えらい蒸し返すような発言させていただきましたが、ぜひこのことが、もう二度とそんなことが起こらないように、やはり各部長、全部自分の部の仕事について責任持っていて、その必要性は、どんな財政難であってこれは順番をつけてやっていくんやと、お互いのこととして、そういうやはり運営をぜひお願いしたいなと思います。これはもうあとは意見です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これ、27年という前町長の時代ですよ。だから、前町長の時代に非常に私自身がパワハラを指摘したこともあります。非常に組織としては上に物が言えない、そういう状況にあった。それがもともと発端で、新町長になってもこの情報は上に上がらなかったという状況があるんですけども、いわゆる職場におけるパワハラが本当に組織を疲弊させてしまうという認識がその当時、全然できていなかった。

新町長、副町長になって、私は叱らないというようなことを言われて副町長に就任されておりますけれども、意見が本当に上へ上がってくるような体質になっていなかったということがあるんですよ。こういう非常に重要な情報が上に上がってこないような風通しが悪い状況にあったということ、本当にこれは反省しないといけない。そのまま、その前町長の時代のパワハラで非常にいろんな問題で黙っておかないといかんという状況があった、今の部長クラスの方はそれを8年間、経験してきているわけです。そういう状況を打破するということできていないというのは大きな問題やと思うんです。

新町長、副町長になっても現場でのこの実際の問題点を把握できなかったというのは、大きな問題やと思うんです。そういう意味で、いかに部長、トップクラスの人が、パワハラ、モラハラのない風通しのよい組織をつくるかという意識を全員持っているかどうかということ、ぜひ持たないと、いつまでも情報を隠すという体質が残っていると思うんです。その結果にほかならないと思って、タイミングを逃してずっとここまで来たと思うんですけど、そういう意味では、まだまだ今の組織も残念なところがたくさんあると思うんですけども、非常に大きなそういうことで熊取町が疲弊してきたということ、今の課長以上の方は十分にそれを認識して組織をつくり直していくということを自覚していただきたいと思うんです。

以上です。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）これはもう結果が全てでございますので、実際に風通しが悪いというところは、私も感じております。

ただ、その要因は何であったかと言うと、いろいろご意見があるかと思うんですけど、重光議員おっしゃったようなパワハラについては、私、ちょっとそこまで、それが一番最大かどうかというところは、そうは感じておりません。私のほうは、やはり職員一人一人のそういう仕事に対する自覚という点が問題であったのかなというふうに考えております。

それと、部内でのそういう仕事に対して一丸となって当たる、風通しも含めてそうですけども、その辺が一番できていなかった部分ではないかというふうに思っております。パワハラが半分以上のそういう要因であったというふうには、私は感じておりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）斎場の自家発電機の今後の対策が書かれているんですけど、これ、どの部署でも、課長が結局話をとめたら、それ以上話が上に上がってこないという部分の対策は書かれていないんですけど、その辺はどうするおつもりですか。

議長（坂上巳生男君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）この事案に関しましては、やはり今、坂上議員おっしゃったようなところがございまして。特にこういう重要な設備を担っておって、なおかつ消防であるとか電気の保安点検である

とか、そういったものについての検査、報告というのが一元的にその部署にとどまらず見えるような状態にする必要があるということで、それは公共施設を管轄しております総務のほうに文書の回付であるとか、そういったことをするような方向で総務のほうとも話ししております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）副町長が申したとおりだと思うんですけども、それ以外に来年の4月以降の組織改編に向けて、いろいろと今、練っております。担当がおって課長がおってというふうな狭い仕事の範囲ではなくて、グループ化をもう少し広げていく中で、この情報を多人数で共有する、そうした中でその情報が上に上がらないということを防ぐというふうなことになろうかなと思うんですけども、ともすれば一対一の中での情報がそこでとまってしまうというのを避けるには、やはり結構な人数の中で情報を共有することが一番の対策になるのではないかなというふうに思っております。それに向けて、また4月1日以降のグループ再編、組織改編、今、練っておりますので、またご報告はさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）この件に関しましては、議会の中で担当課の職員が虚偽の答弁をしてしまったということも極めて重大な問題ですので、対応がおくれたことと虚偽の答弁についての本日いただきましたこの経過報告書では、きちんとした総括がなされていないというふうに思います。だから、今後また改めてきちんと総括をした文書なり報告なりがしていただけることを期待しておきます。

藤原町長。

町長（藤原敏司君）当然のことだと思っておりますので、また報告書は出させていただきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で本日の議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「12時56分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男